

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等））【5】」

2. 日時：令和5年8月7日（月） 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官、坂本安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他17名（うち3名◎）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1-3 高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉 点検建屋設置の概要について
- ・資料2-0 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置に係る設置許可基準規則の関係性について
- ・資料2-4 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 設置許可基準規則への適合性について（放射性廃棄物の処理施設）
- ・資料2-5 高浜発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則への適合性について（放射性廃棄物の貯蔵施設）
- ・資料2-6 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 設置許可基準規則への適合性について（工場等周辺における直接線等からの防護）
- ・資料3 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 原子炉設置変更許可申請に係る審査スケジュール案について
- ・資料4 コメント管理表 「高浜3/4号炉 蒸気発生器取替、蒸気発生器保管庫設置 + 高浜発電所点検建屋設置」原子炉設置変更許可審査会合

- ・資料 5 - 1 高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び保守点検建屋設置に係る設置許可基準規則の適合性及び審査会合における指摘事項の回答について【放射性廃棄物、放射線からの防護関係】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所のSGR取替とかに係る設変更許可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願ひします。
0:00:14	今日は主に放射性廃棄物放射線側の防護関係あと気象の話等々についてのヒアリングですけども、
0:00:20	まずヒアリングの内容入る前にスケジュールについて双方確認してから、ちょっと具体的な内容についてヒアリングっていう流れでできればと思いますけども、
0:00:30	よろしければちょっと津本スケジュールの説明からお願いいたします。
0:00:34	はい。関西電力の渡部でございます。よろしくお願ひします。私からは、スケジュール案のご説明を、資料3の甲斐4でご説明したいと思ひます。
0:00:46	先週月曜日のヒアリングですね、ご説明させていただいた今後のスケジュールというところは大きく変えておりません年内の会合の完了というところの大枠のスケジュールというところでして、
0:00:58	各ヒアリングの具体的な日付っていうのを一応目安で入れさせていただいたというところが上段の週刊カレンダーのところに反映しております。介護の日のところは特には触っておりません。このあたり継続で調整させていただけたらなというふうに思っております。
0:01:14	それからブロック形ですね、ご提案いただいた内容に見直してありまして、本日ご対応いただくところの①というところは書いておりませんで、SGのDB設計解析というところをテーマ2として、
0:01:27	SGのSA設計有効性評価という所さん。
0:01:31	それから自然現象その他というところ④として、組み替えたビジュアルにさせていただきました。
0:01:38	あと、条文ごとに最新資料の状態というところをなんかわかりやすく工夫というところをやってみたんですけども、条文名の後ろのところに2行ほど新しく追加してありまして、
0:01:48	追加した一行目が主にパワーポイントを用いてご説明させていただく、概要資料ですかねっていう欄と、あと、2行目が、それらを補足するようなワード的な補足説明資料的な資料の、
0:02:01	番号を入力したというものになります。この欄の使い方というか更新ですけども、ヒアリング実績の黒三角っていうところを反映していくことになると思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:11	それに合わせて、資料を更新した場合は、その改定状況をアップデートしてお伝えするというふうなことをイメージしております。情報が足りなかったら、何か追加していこうかなというふうに思っております。
0:02:22	ヒアリングの進捗に伴ってですね文字情報これ増えてくることになりますけども、資料と審査実績の管理というのをこの紙で同時にすることということで考えた形になってございます。
0:02:35	条文の中に一部誤記がありましたのでちょっとあわせて訂正させていただいております申し訳ございません。私からスケジュールの説明は以上になります。
0:02:46	はい。規制庁西内です。ありがとうございます。衛藤。
0:02:50	条文のグルーピングのブロックブロックの番号と、あとは資料の最新版についても反映いただいてありがとうございます管理しやすくなったのかなと思うんで私から特段ないですか何か規制庁側から。
0:03:02	スケジュールの内容も含めてぶつけないからいいですか。よろしいですか。
0:03:05	はい。
0:03:06	スケジュールは具体的なヒアリングのめどもある程度立ったということで計画的に進めていければいいかなと。
0:03:13	スズキよろしく申し上げます。
0:03:16	あとはちょっとスケジュールっていう観点でいうと、多分今後ちょっと、本件に関しては現地確認、具体的な新しい建屋を建てるっていうところもありますので、できるタイミングで現地確認っていうところもちょっと実証できればなと思ってますのでそういった点もちょっと今後含めて、
0:03:32	調整をさせてもらえればと思っておりますよろしく申し上げます。
0:03:36	スケジュール案層厚よろしければ具体的な内容の方ですかね。パワーポイントベースでもまだいいかと思えますけどまず説明申し上げます。
0:03:45	はい。
0:03:46	いいまして関西電力の渡辺でございます。
0:03:48	パワーポイント、東郷の1階の位置を使用しまして、高浜発電所SGR他の基準適合性及び、
0:03:58	審査会合における指摘事項の回答についてというところの、放射性廃棄物、放射線からの防護関係についてご説明差し上げます。ちょっとテーマごとにですね案件ごとにちょっと説明者変わりますけどもご容赦ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:13	そうしましたら右肩 1 名、1 ページは目次になっておりますので割愛させていただきます。
0:04:19	右肩 2 ページをお願いします。
0:04:22	こちらが 6 月 15 日の審査会合でいただいたコメントリストとなっておりますけども、そのうち、4 から 6 については、7 月 4 日ですかね、のヒアリングで一旦回答させて、
0:04:33	いただいたものに再度回答内容を充実させて、ものをさせたものを本日再回答とさせていただくものとなっております。
0:04:42	ナンバー 4 から 10 に回答させていただきますので右肩 3 ページをお願いします。
0:04:50	こちらはですね 28 条に関連するコメントとして SG 保管庫の保管能力をご説明した際にですね、廃棄物のそれぞれに対する保管方法、
0:05:02	立面図とかを用いて具体的に説明することと、コメントいただいたものと理解しております。
0:05:08	中身ですけども 1 ポツ目保管庫におけるそれぞれの廃棄物の保管形態をご説明いたします。
0:05:15	一つ目のポツですけども廃棄物の保管形態においては既設の保管庫と同様のコンセプトにしておりまして、主に各保管庫の、各保管物の搬入方法であったり、搬入のシライしやすさというところを考慮して、
0:05:29	基本的なレイヤーというのを検討することになります。二つ目のポツですけども、それに加えてですね保管庫運用後の保管管理の観点から、巡視点検等のスペースを考慮して、
0:05:41	それぞれ配置保管するというような設計にしております。表の中をご覧ください。左の欄はですね、これまでもご説明させていただいた、予想される廃棄物の種類を記載しておりますが、
0:05:54	これらを中欄の保管形態で整理しますと、大きく分けて二つに分類することができます。
0:06:01	上段ですけども、SG 本体そのものになりまして、SG 本体は、保管庫の床面からですね立ち上がったコンクリート状の保管代というところに、SG にスキッドと呼ばれる固縛課題。
0:06:14	ですね硬膜外とともに、床面より少し高い位置に保管することになります。
0:06:21	立面図の左側の図面をご覧くださいと、この保管代と保管代の間、床面から立ち上がったコンクリートの上の、
0:06:33	よかったですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	あその間に有償輸送車両が入り込んで、保管代の上にジャッキダウンすることで、SGと保管車両が切り離されてSGが保管されると、というような保管方法となります。
0:06:48	次に下段ですけども、それ以外の施設取り外し品等に対する保管形態となりまして、これらの廃棄物はですねそれらの大きさに応じて、鉄製の専用保管容器に収納することとして、
0:07:02	床の耐荷重とか、他の高さ等を考慮して、2段から3段までのダンジョンにて衛藤積み上げて小スペースを図るというようなことと考えております。
0:07:12	先ほどSG本体でご説明した通りですねSG本体の下部には、中に置いていますのでスペースができますので、このスペースも活用して保管容器を配置するというようなことを考えております。
0:07:25	右図のようにですねドラム缶へ収納することも想定しますがドラム缶単体っていうのは泉オカせずですね、ドラム缶保証サイズの保管容器に入れるというところで、
0:07:36	他の方法を考えてございます。
0:07:39	このような保管方法を行いますので、表の右欄に、保管時の所蔵諸条件ですかね大きさ、記載しておりますけども、上段のSG本体に関しては、
0:07:49	輸送車両に積載したまま搬入が可能であること。
0:07:54	あと車両等の各部位が建屋の柱とか壁とか天井とかそういうところと、接触しないことを考慮する必要があつてですね、下段の保管容器については、SG本体の保管作業に干渉しないこと。
0:08:07	平面方向では通行性とか、万一の壁補修時の作業性、それから機器搬入子、入口ですね、のシーリング作業に干渉しないこと等を考慮した上で、
0:08:18	それら上段の下段も共通して、週1回の巡回点検、それから3ヶ月に1回の保管量確認ということをするんですけども、それらが可能なスペースを確保すると。
0:08:28	いうところがそれぞれの保管物に対する保管形態の考え方になってございます。
0:08:36	はい、右肩4ページをよろしく申し上げます。
0:08:41	こちらがそれぞれ説明者、物を考慮して配置した平面図、それから立面図となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:49	左図の平面図ですけども、建屋右の方に、斜線で上から下までハッチングしてるところがあるんですけども、これが機器搬入高となっております、
0:09:01	こちらからSGを積載した車両が建屋右から左の方向に旧SGを運び入れるというような、他の方法になります。
0:09:12	保管物が建屋の奥側からは1、保管していくこととなりますけども、このSGを運び入れる動線上に、容器等があるとSs-Dの運搬に干渉することになりますので、
0:09:23	保管容器でツジを搬入する順番は左から工事を先行する3号機側、右側が4号機側というような感じで配置したり等図になってございます。
0:09:34	右側の立面図を見ていただくと、それぞれの保管容器というのがスペースに応じて段積みされているというようなことがわかるかと思えます。
0:09:42	なおですね各保管容器の隙間には大体400mm以上のスペースを設けてですね巡視点検等に支障を北崎きたさないように配慮するというような配置設計となっております。
0:09:55	右肩5ページをお願いします。
0:10:00	こちらは前回のヒアリングで保管容量等を説明した資料をまとめとして、
0:10:07	ご説明した資料をまとめとして一部見直したものとなっております。
0:10:10	SGに取りかえには、伴って発生する廃棄物量というのは約1300立米程度と、想定しておりますけども、これらを先ほどご説明した各々の保管形態で、ぎゅっと一堂に重ね合わせると、約810平米相当になります。
0:10:25	こちら、前回のヒアリングでは保管容器のちょっと段積み分を一部ちょっと考慮できていなかった箇所がありましたので、ちょっとあわせて平米数を見直ささせていただきました申し訳ありません。
0:10:36	これらの保管物に対してはですね定期的な巡視点検を実施していく必要がありますので、それぞれに必要なスペースを考慮した結果、建屋床面を1600平米とすることで発生する廃棄物の、
0:10:49	発生量を考慮して適切に管理できる配置設計と考えております。
0:10:53	あくまで現段階での発生予想となりますので、保管容器の個数等は、最終的に差が出てくる可能性はありますけれども、大きな差が出ることは生じないと思って考えております。
0:11:05	以上が、先ほどのコメントリストNo.4に対するコメント回答と、
0:11:13	はい。資料資料4ですね、コメント管理表のNo.33に対する回答のまとめと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:21	いうところになってございます。
0:11:29	はい。続きましてコメントNo. 5 の回答資料を、を説明さしていただきます右肩 6 ページをご覧ください。
0:11:40	本資料はですね本文 5 号ぬ、(3)その他主要事項の記載について、木田廃棄物の処理というところを記載しなかったことの方を説明することで、ご説明さしていただいた資料。
0:11:52	についての再回答となります。
0:11:54	7 月 4 日のヒアリングにおいてですね、保修点検建屋で発生する液体廃棄物なんですけども、建屋のサンプタンク等に一旦処理をして、そのあと、既設の処理施設へ運搬して処理しており、
0:12:06	補修点検に設置されます保守、保守点検建屋に設置されます三部タンク等については、本文に記載しているはい。
0:12:13	液体廃棄物の主要設備に属さないものと、ご説明さしていただきました。その際にですね本文に記載している主要な設備の範囲というところを、本資料ではですね赤色ナカ高温でるところで、
0:12:26	表現していたんですけども、今回注釈にその範囲を明記したという
0:12:31	ものになります。
0:12:33	はい。以上がNo. 5 に対するコメント回答と、これも資料 4 のコメント管理表No.46 に対する回答のまとめとなります。
0:12:45	次、説明者変わって、No.6 の回答さしていただきます。
0:12:50	関西電力の藤田です。
0:12:53	ページミツイ
0:12:57	前回のヒアリングでのコメント、気象の検定方法について記載を充実する
0:13:02	について対応しています。
0:13:04	資料の(1)結論に記載していた、気象指針に基づいてという表現については、
0:13:10	気象指針に、
0:13:11	その年が、特に異常な年あるか否かを、最寄の気象官署の気象資料を用いて、
0:13:17	調査することが望ましいとあり、
0:13:19	検定は要求事項ではなく、調査することが望ましいとの記載を踏まえて実施していることから、
0:13:25	基づいてではなく、踏まえてという表現に修正しました。
0:13:29	また、検定方法については、過去の許可に記載

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	していることから
0:13:35	過去の許可と同様にと追記。
0:13:39	また検定につけていた注釈※1、
0:13:43	についても、昇進、
0:13:45	続いてという表現がありましたので、
0:13:47	削除させて、
0:13:49	また細野ほか、軽微な修正させていただいてます。
0:13:53	まずページ上段にある期初Cの作成者作成年と決定者
0:14:00	の数、
0:14:01	あるスライド番号ですが、
0:14:05	表にあるスライド
0:14:12	最後にページ右下の 2019 年、
0:14:15	代表性 7 に記載していた、2012 年から 2022 年の期初仕様での代表性確認の。
0:14:21	1000 ですが、
0:14:22	現時点の完了確認が完了していませんので記載を削除させていただいて、
0:14:27	以上で 7 ページの説明を終わります。
0:14:34	建設
0:14:36	をして関西電力の河瀬です。
0:14:38	続いて資料の、コメントNo. 6 の資料のは、修正点についてご説明します。右肩 13 ページを、
0:14:48	右肩 13 ページにつきましては、
0:14:52	気象資料の変更に伴う平常時被ばく評価への影響を記載しております。
0:14:57	ここでは大気安定度別、風速逆送が増加することにより、平常時被ばく評価値が増加するというところをご説明しております。
0:15:06	ここで事故時被ばく評価につきましては大気安定度別風速誤り運送は取り扱っていないことから、その旨を追記したという変更を行っております。
0:15:17	以上が、
0:15:19	面と、回答
0:15:23	続きまして、
0:15:25	右肩 14 ページ以降で 27、282930 条の適合性についてご説明します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:34	右方、14 ページにつきましては主に二つの観点から変更を実施しております。
0:15:39	1 点目に 7 月 4 日のヒアリングを受けまして、蒸気発生器保管庫及び 点検建屋設置、
0:15:48	具体的な建屋を新設する点検箇所につきましては本申請において適合性を説明する必要があるという考えに基づき、黒丸に変更しております。
0:15:59	それに伴いまして、終点元建屋に係る 27 条 1 項 2 号、
0:16:05	及び蒸気発生器保管庫設置に係る 30 条 1 項 1 号及び蒸気や、失礼しました 点検建屋設置に係る
0:16:13	30 条 1 項 1 号、
0:16:16	2 項 3 項につきましてはと黒丸に変更しております。
0:16:20	2 点目に 7 月 31 日のヒアリングを受けまして、
0:16:25	蒸気発生器取りかえに係る 27 条 1 項 2 号、
0:16:30	及び蒸気発生器取りかえに係る 29 条の適合性について、白丸から黒丸 に変更しております。
0:16:37	以降で詳細についてご説明させていただきます。
0:16:41	右肩、15 ページにつきましては、
0:16:45	資料の体裁として、27 条 1 項 1 号の表を、
0:16:50	次ページから毎ホームページに
0:16:54	場所を移し替えたという変更のみになります。
0:16:58	続きまして、右肩 16 ページについてご説明します。
0:17:02	右肩 16 ページについては 2 点変更しております。1 点目につきましては、 27 条 1 項 2 号、蒸気発生器取りかえに関しまして白丸から、
0:17:13	黒丸に変更しております。
0:17:15	こちらの理由としましては、蒸気発生器取りかえにより、一次冷却材保有 水量の増加による一次冷却材抽出水量が、
0:17:24	増加する設計変更を伴うため、既許可の液体廃棄物処理能力に影響しない ことを確認することによって、既許可に記載している設置方針が妥当である こと、つまり設計方針を変更する必要がないことを確認しているため、 黒丸に変更しております。
0:17:42	2 点目に、先ほど申しましたように、建屋新設に係る点検建屋設置、
0:17:48	の 1 項 2 号については、
0:17:51	黒丸に変更しております。
0:17:54	続いて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:56	右肩 19 ページ。
0:18:01	右肩 19 ページにつきましては、液体廃棄物放出量及び液体廃棄物放出量の 27 条 1 項 1 号に係る評価の概要についてご説明をしております。
0:18:12	資料の変更点としましては、記載の適正化としまして、
0:18:17	行きたいと、ドレンという用語が混在しておりましたので液体に統一したこと。
0:18:23	あと指数表記について表記を統一したという変更を行っております。
0:18:29	また、
0:18:30	一番下の行ですけれども、保修点検建屋ドレンの
0:18:35	放射エネルギーにつきまして、
0:18:38	廃液の濃度及び処理装置での除去率について、現実的な値に修正することによって、数値を一部変更しております。
0:18:48	この数値の変更によって結果の方には変更はありません。
0:18:54	続いて、
0:18:56	右肩 21 ページ。
0:18:59	をご説明します。
0:19:01	右肩 21 ページにつきましては、
0:19:04	保修点検建屋設置及び蒸気発生器取りかえに係る 27 条 1 項 2 号についてご説明をしております。こちらも記載の適正化として、
0:19:17	いう用語に変更しております。
0:19:19	また、
0:19:21	既設の廃液蒸発装置及びホウ酸回収装置の処理能力を明示することによりまして、既存の漏えい防止対策に変更はない。
0:19:32	という説明の充実を図っております。
0:19:39	右肩、22 ページは関西電力の
0:19:44	右肩 22 ページなんですけれども、こちらは新規で策定、作成した資料になります
0:19:49	衛藤こちら 7 月 4 日のヒアリングにていただいたコメント 3、コメント 33 を踏まえて、本資料では、保修点検建屋に設置する液体廃棄物処理設備が、
0:20:01	作業で発生する液体処理、
0:20:04	物を適切に
0:20:07	貯蔵処理できることを説明している資料になります。
0:20:10	まず上段の表をご覧ください。こちら一番左の方に各作業名を書いて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	右の方に各作業で発生する液体廃棄物の発生量を整理しております。
0:20:23	気体廃棄物が発生する作業は、一次系冷却、
0:20:27	大ポンプインター口分解点検、モーターの分解点検、水中照明の分解点検の三つの点検、
0:20:36	具体的にはですね。
0:20:37	もう、インターナルの分、
0:20:39	では、インターナル除染時に約 3.5 立米。
0:20:43	組み立て時に、インペラを、主事国井秋葉にするんですけども、そのときに温水を使いますので、温水でインペラを温めますので、そのときに使う、
0:20:54	はい、廃液が 2 立米。
0:20:57	発生し、
0:20:58	モーターの分解点検では、クーラーの耐圧試験を実施するときに 2.0. 2 立米。
0:21:04	水中照明の点検のときには、除染と防水試験の時に 0.1 立米ずつ発生いたします。
0:21:12	ですので 1 定検当たりですけども、発生する液体廃棄物の総量っていうのは、5.8。
0:21:21	また、各分解点検をそれぞれ独立した点検になるんですけども、仮に、各分解点検の液体廃棄物が発生する作業が同時に実施した場合、
0:21:33	においても、最大液体廃棄物量、
0:21:36	タンクで受入れるように確認しております。
0:21:40	表の赤枠を見て、
0:21:45	こちらが同時に作業した場合に発生する廃液の量になっておりまして、総量でいうと 3.8 立米になります。
0:21:55	この際なんですけれども、インターナルの分解点検においては、除染から分解点検組み立てを実施するため、除染作業とインフラの取りつけっていうのは、修復しない。
0:22:07	で考えており
0:22:09	ねこの 3.8 立米の
0:22:11	には、インターナル分解点検で、より発生量の大きい除染作業っていうのを考慮して、
0:22:23	除染作業と、
0:22:30	以上のことを踏まえまして仮に気体廃棄物が発生する作業を同時に実施したとしても、3.8 立米。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:38	液体廃棄物が発生するんですけれども、サンプタンクを経由してモニタータンクで十分ちょうどできる。
0:22:46	た作業中は定期的に液体廃棄物を、
0:22:51	建屋の
0:22:54	ってというのは、
0:23:04	の方に各タンクの設計方針を記載しています。
0:23:08	モニタータンクにつきましては先ほどご説明した通りなんですけれども、同時に作業を実施した場合においても、液体廃棄物、
0:23:20	わあ、定期的に液体廃棄物を運搬する
0:23:26	漫画、
0:23:28	万が一運搬できなかったとしても、作業で発生する液体廃棄物、
0:23:33	モニター
0:23:35	で受け
0:23:38	最後に運搬容器についてなんですけれども、こちらにつきましては定検期
0:23:46	平均してなんですけれども、週 1 回程度運搬できれば、廃液が
0:23:51	谷なるように、設計、
0:23:54	しており、
0:23:56	22 ページについては、
0:24:03	関西電力の河瀬でございます。続きまして 23 ページから 28 条の適合性についてご説明します。
0:24:12	23 ページの 28 条の適合性につきましては変更点は特にありません。
0:24:19	続きまして 24 ページ。
0:24:22	24 ページにつきましては、
0:24:25	コメントコメントNo.、失礼しました先ほどご説明したコメントNo.4。
0:24:31	の結果を再掲しておりまして、蒸気発生器保管項の廃棄物保管容量っていうものが、ホウジョウ蒸気発生器取りかえに係る放射性廃棄物を十分他できる容量であることを確認しております。
0:24:47	続きまして 26 ページ。
0:24:50	29 条の適合性についてご説明します。
0:24:54	29 条の適合性につきましては 29 条 1 項の、
0:25:00	蒸気発生器取りかえに係る適合性を白マルから黒丸に変更しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:06	こちらの理由としましては、蒸気発生器を取りかえたことによって、一次冷却材保有水量が増加する設計変更を伴うため、敷地周辺の空間線量率の評価によって目標を満足することを確認することにより、
0:25:20	既許可に記載している設計方針が妥当であること。
0:25:24	つまり設計方針を変更する必要がないということを確認していることから黒丸に変更しております。
0:25:31	続きまして右肩、27 ページをご説明します。
0:25:38	右肩 27 ページにつきましては、29 条の対応としまして、
0:25:44	蒸気発生器保管庫及び保修点検建屋の線源。
0:25:48	を、
0:25:49	線量率及び数量とともに記載した内容になっております。
0:25:54	真ん中二つ目の表ですけれども、
0:25:58	雑固体っていう要望とあと廃棄物という用語が混在していたというところで、雑固体の方に統一をしております。
0:26:07	こちらはコメントNo. 35 番に対する対応となります。
0:26:12	また、
0:26:13	一次冷却材ポンプインターナル分解点検及び資機材仮置につきましては数量を新たに追記をしました。
0:26:24	でしたい。
0:26:25	気に入っていただいて、
0:26:26	続いて蒸気発生器取りかえの影響ですけれども、こちらについては、既許可の方針を踏まえまして蒸気発生器からの敷地周辺の空間線量率は、
0:26:37	二次遮へい及び外部遮へいの効果を用いて評価しており、今回申請において、当該者へ変更はないということを記載しております。
0:26:47	また、蒸気発生器に取りかえによる直接線等への影響につきましては、
0:26:53	上下が正規の体積が大きくなることによりまして、循環時間が長くなりN16 の減衰が大きくなる。
0:27:01	ことから、わずかに減少数字としましては 2%減少し、敷地周辺の線量がお預かり低下。
0:27:09	しますけれども、3 号炉及び 4 号炉の格納容器直接線と影響がわずかであることから、線量評価値は、
0:27:16	変更していない。
0:27:18	という趣旨で記載をしております。
0:27:21	こちらについてはコメントNo. 34 番に対する対応となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:29	続きまして、変更点としまして右肩 30 ページ以降をご覧ください。
0:27:36	右肩 30 ページからは、
0:27:39	30 条の適合性についてご説明をしております。
0:27:43	右肩 31 ページ。
0:27:46	をご覧ください。
0:27:48	右肩 31 ページにつきましては、主に 2 点変更しております。1 点目に 30 条、条件は堰取りかえに係る 30 条 1 項 1 号、
0:28:00	に関して条文適合性の説明。
0:28:03	こちらを修正をしております。
0:28:06	こちらの内容につきましては、
0:28:09	資料 2-0 の、
0:28:11	参考資料 4P50、
0:28:14	9 以降をちょっとご覧に。
0:28:17	やっけていただいてもよろしいでしょうか。
0:28:31	清資料 2-0p59 以降に、
0:28:35	本申請の上、適用条文であるが既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できるものに関する適合性についてということで、31 項 1 号、
0:28:46	についてまとめております。さらには、既許可の設置許可申請書の記載。
0:28:53	大江本文 5 号及び添付資料 8 の記載を記載しております。ただ右側には
0:29:00	その記載に対して、適合性を説明すること。
0:29:04	説明をしております。さらにつきましては、適合性の説明のところどころが該当するかという観点で下線を引いて、その適合性の説明というところを説明しています。
0:29:17	具体的には、
0:29:19	的
0:29:20	説明としまして 30 条 1 項 1 号は、放射線量を低減する設備、今適用されるものであって本申請において蒸気発生器を取りかえることで、
0:29:30	放射線量に影響がある恐れがあることから、関係する遮へい。
0:29:34	遮へい設計区分の方に適用されます。
0:29:37	ただし条件は正規取りかえ前と同様に蒸気発生器は二次遮へい内に設置する。
0:29:43	としていることから、当会社へ変更なく、既許可の設置方針、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:49	設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できる。
0:29:53	という記載をしております。
0:29:58	資料、
0:29:59	61-0-61 ページに、遮へい設計基準、
0:30:05	記載しておりますけれども二次遮へい外のフロアの遮へい設計区分につきましては四区分となりまして変更はありません。
0:30:14	以上が 30 条 1 項 1 号の適合性に関する説明となります。
0:30:19	続いて、
0:30:21	資料 5-1 の 31 ページ戻っていただきまして、
0:30:24	二つ目の変更点としまして、
0:30:28	30 条 2 項及び 3 項の記載を統一しております。
0:30:32	統一しまして、放射性物質を取り扱う放射性管理施設を設置することへの要求であり、蒸気発生器取りかえに伴い新たに、
0:30:41	放射線管理施設を設置変更するものではないことから、関係しないという記載に変えております。
0:30:48	こちらの内容につきましてはコメント No. 39 番を踏まえた修正になります。
0:30:57	続いて右肩 33 ページをご覧ください。
0:31:01	こちらでは蒸気発生器保管庫設置に係る 30 条の適合性を説明しております。
0:31:08	ホームページにつきましても 2 点変更しております、1 点目に、
0:31:12	建屋新設ということに基づいて 1 項 1 号の適合性を黒丸に変更しております。
0:31:19	2 点目につきましては、31 ページと同様に 2 項 3 項の説明を統一しております、
0:31:27	汚染の恐れのない管理区域、
0:31:31	2 蒸気発生器保管庫該当しますので、
0:31:33	換気空調設備、退出モニター除染機材と。
0:31:37	また資料関係分析設備については、設置が不要でありまして、機器点検等の作業エリアでないことにより、エリアモニターを設置をしないことから関係しないという説明にしております。
0:31:50	こちらでもコメント No. 39 番を踏まえた対応になります。
0:31:56	続きまして右肩 34 ページをご覧ください。
0:32:03	右肩 34 ページにつきましては蒸気発生器保管庫設置に係る
0:32:08	30 条の対応というところで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:11	放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量の低減についてご説明をしております。
0:32:17	右下の遮へい設計区分、概要図、
0:32:22	につきまして平面図のところでは緑事例と遮へい設計区分 4 がイデ最大線量となる評価点というものを記載しております。
0:32:31	こちらはコメントNo. 36、
0:32:35	への対応を踏まえまして線量評価値を記載したものになります。
0:32:41	続きまして右肩 35 ページをご覧ください。
0:32:46	35 ページにつきましては、保修点検建屋設置に係る 30 条の適合性を説明しております。
0:32:56	こちら、
0:32:58	の変更点は主に蓋、2 点ありまして 1 点目に、新建屋新設というところで 1 個 1 号、2 項、3 項、
0:33:08	つきまして関係性を白丸から黒丸に変更しております。
0:33:12	2 点目に、
0:33:16	1 号の説明につきまして、
0:33:19	保修点検建屋遮へい設計基準に基づき放射線業務従事者が業務に従事する場所において遮へいの設置及び廃液装置の遠隔操作により、放射線量を低減する設計とすると記載しております。
0:33:33	こちらは高線量作業時の対応というところで、
0:33:37	コメントナンバー
0:33:39	38 番への対応として追求。
0:33:42	記載を追記したものになります。
0:33:46	続きまして右肩 36 ページをご覧ください。
0:33:50	こちらはコメントNo. 37 番。
0:33:54	への対応としまして保修点検建屋に係る遮へい設計の記載を充実した。
0:34:01	ものになり、ページを追加したものになります。
0:34:04	1 ポツのところでは表につきましてさらに作業、その右欄にその作業の頻度、
0:34:12	さらにその右側にその線量率、
0:34:15	ハタ様。
0:34:16	右欄に 30 乗車設計について、主要な線源として考慮しているかどうかを表にまとめたものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:25	参考までに一番右側の欄に、敷地境界線量 29 条の線量の考慮についてもまとめております。
0:34:36	この結果としまして②の遮へい設計の考え方としまして、
0:34:40	点検点検建屋における線源の
0:34:43	位置線量率につきましては作業ごとの作業時間頻度を考慮して、遮へい圧により評価、遮へい評価は可能ではありますけれども、
0:34:53	点検期間の延長等運用に変動が生じた場合は、運用上の制限が生じることになります。
0:35:01	このことから運用の変動を考慮し、しなくてもよいように作業を通年実施するとともに、
0:35:07	鮮魚の位置線量率を設定し必要な遮へい厚さ、
0:35:11	を算定した上で、30 条の評価を行っております。
0:35:16	まして右肩 37 ページをご覧ください。
0:35:20	こちらにつきましては、まず、コメントNo. 36、高線量時の作業の対応としまして、
0:35:29	③の(3)のところでの最後ですねまた廃液の運搬容器への輸送は、遠隔操作にて実施する旨を追記しております。
0:35:39	続いて、コメントNo.36、
0:35:43	への対応としまして遮へい評価。
0:35:47	具体的には線量評価値というものを、下の、
0:35:50	遮へい設計区分概要図のところに記載をしております。
0:35:54	各区分における主要な線源を明示した上で、その効果について線量評価値を追記することで、記載の充実を図っております。
0:36:06	続きまして、
0:36:10	右肩 39 ページ。
0:36:13	いうところで、こちら変更ありませんけれども、まとめとしまして 27 条から 30 条につきましては
0:36:21	適合しているものと考えているというのが説明になります。
0:36:26	説明は、
0:36:27	以上なんですけれども参考資料につきまして変更があった点、
0:36:31	のみ説明の方させていただきます。
0:36:36	まず 1 点目に衛藤米、45 ページ。
0:36:41	のところですがけれどもこちらコメントNo.43 番を反映しまして、
0:36:46	風土実験の実施の考え方のところ、新設建屋の高さを 2.5 倍した値、
0:36:54	2、建屋設置目の評価を加えた値が排気塔の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:58	高さ以上になる場合において実施するというその根拠。
0:37:02	を、原子力学会標準、
0:37:04	そちらに記載しています原子力学会標準に、
0:37:07	を根拠としていることを筒井期しております。
0:37:14	続きまして右肩 47 ページをご覧ください。
0:37:19	こちらにつきましては、平常時被ばくにおける風洞実験と気象資料との関係について説明をしております。
0:37:29	次
0:37:30	以前からご説明していますように、
0:37:33	風洞実験につきましては前回風洞実験で使用した 2016 年期初から 2019 年気象の方に変更しております。
0:37:43	その変更の結果としまして土岐ガスの実効線量が最大となる大井である 2 号炉中心から着目方位、
0:37:52	これは何なんと。
0:37:53	は、風速逆数の増減により、
0:37:56	出現高さが増減する。またその影響を受けて放出が有効高さも増加したものと推察している。
0:38:04	というふうに考えております。
0:38:07	下の表につきましては、さらに、各項目で 1 号炉 2 号炉 3 号炉 4 号炉の値を記載しております。括弧内につきましては、前回風洞実験との差異を記載をしております。
0:38:22	こちらは
0:38:24	右肩 48 ページのところ液晶進学液晶所、気象データが変わったというところの特則として追加したページになります。
0:38:36	続きまして右肩 48 ページ。
0:38:40	注釈のところですけども、途方出現の有効高さは、
0:38:44	保守的に 5 メーターごとに切り捨てた値を使用しているためその旨を記載をしております。
0:38:52	続きまして右肩 49 ページ。
0:38:55	こちらについては記載の適正化としまして、
0:38:59	インターナルに容器と記載、また、雑廃棄物と脱答を混在していたというコメントを踏まえて雑固体というふうに記載をしております。
0:39:08	あと作業というところで、資機材の仮置というふうに作業の名前にしております。
0:39:13	以上が資料 5-1 の説明になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	続きまして、資料、残りのコメントの 323840 について、資料 1-3、
0:39:26	にてご説明
0:39:33	そうしましたら資料 1-3 の参考資料 4、通し番号で言いますと、24 ページ目をご覧ください。
0:39:40	こちらでは、コメント番号 32 を踏まえて、機器運搬容器の保管場所や運搬ルート等を記載しているのと、
0:39:50	コメントNo. 38 を踏まえまして、放射線業務従事者に対しての、放射線からの防護について記載を充実しておりますのでご説明させていただきます。
0:40:02	まず、25 ページ、次のページをご覧ください
0:40:07	3 ポツに、機器の運搬容器の保管場所について記載しております。
0:40:13	機器の運搬容器としては、インターナルの運搬容器と水中照明の運搬容器、スタッドボルトの運搬容器の三つがございます。
0:40:21	それぞれ保管場所につきましては保守点検建屋が完成後は、保守点検建屋に保管します。
0:40:29	なお現状についてなんですけれども、インターナルの運搬容器と、スタッドボルトの運搬容器については、燃料取扱建屋に保管しています。
0:40:38	ただ水中照明におきましては、ものが小さいってこともございまして、建屋内を
0:40:44	しておりますので、建屋外を運搬するための運搬容器等は現状ございません。
0:40:49	ですので、保守点検建屋、
0:40:51	電気、ができて保守点検建屋で点検をする。
0:40:56	際にはですね、新しく運搬容器を作る予定でござい
0:41:01	次のページをご覧ください。
0:41:05	衛藤。
0:41:06	次のページ以降なんですけれども、別紙 1 から 5 について各、ごめん
0:41:13	作業の概要資料を説明し説明しておりますけれども、主な変更点を代表して別紙 1 のインターナルの分解点検にてご説明したいと思います。
0:41:24	ページにつきまして、
0:41:29	見やすく、
0:41:31	作業フローを追加し、
0:41:34	次の
0:41:38	ポツにて、容器の運搬の項目を追加しております。
0:41:43	ここでは先ほどご説明させていただいた容器の保管場所を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:47	図に示して記載しております。
0:41:52	また、bポツは、原子炉、
0:41:55	すいません、原子炉格納容器内でインターナルを容器に収納する作業について記載しているんですけども、その際に、放射線業務従事者に対して、放射線からの防護
0:42:08	をして、防保護具を着用しますよということを追記させていた。
0:42:15	次のページをご覧ください。
0:42:18	cポツにつきましては、インターナルの除染の作業を記載しているんですけども、こちらにつきましても、先ほど同様、放射線業務従事者に対しての放射線からの防護として、
0:42:30	インターナルの除染であったりだとかグリーンハウスの設置、防保護具の着用という記載を追記しております。
0:42:39	dポツ以降につきましても、同様に放射線業務従事者に対しての放射線からの防護という観点で記載を充実しております。
0:43:02	こちらは先ほど説明したコメント 38 シートもう少し関連するんですけども、個別にコメント 40 にて、切断作業でのダスト対策と、被ばく管理について、
0:43:13	ご質問いただいておりますので、ホームページ
0:43:18	記載を充実しましたのでご説明させて、
0:43:24	粉じんが発生する、雑固体のスウェイ切断作業、
0:43:29	の放射線従事者に対しての放射線からの防護については、切断エリアへ、
0:43:35	にて隠して、局所排気装置、
0:43:39	局所排気装置にて、グリーンハウス内の空気を吸引して、建屋の排気ラインに排気
0:43:47	方、
0:43:51	かいいの切断作業のときは、防護具を着用して作業することとしています。
0:43:59	千葉がナンバー
0:44:05	で、続きまして添付 6 アース
0:44:08	別紙 6、
0:44:10	ページ、
0:44:15	別紙 6 につきましては、保修点検建屋完成後各号機から、保守点検建屋に機器を運搬する際のルートに記載しております。
0:44:25	インターナル等の機器を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:29	CVの機器搬入口よりトレーラーに乗せて搬出し、補修点検、
0:44:39	構内運搬する際は6-88条に基づきまして、線量と基準値以下であることを十分に確認した。
0:44:47	上で
0:44:52	参考資料の参考資料4の主な変更点の説明は以上になり
0:44:58	続きまして、参考資料6。
0:45:01	の説明に移り、
0:45:03	一応、
0:45:09	こちらはコメントNo. 47、を踏まえまして、補修点検建屋での供給電源元について記載しております。
0:45:18	補修点検建屋内には、重要安全設備は設置しませんので66kVの
0:45:25	常用母線より保守点検、
0:45:34	赤字で、
0:45:49	関西電力の河瀬でございます。続きまして参考資料7についてご説明させていただきます。
0:45:56	参考資料7ですけれどもこちらコメント番号の30番を踏まえまして補修点検建屋で行う雑固体の切断作業に関して説明をさせていただきます。1点目に、
0:46:09	まずこの雑答切断作業の目的ですけれども、こちら、定期検査等で発生した大型の雑固体、
0:46:18	では、まず所定の大きさに切断をした上で、それをドラム缶や大型の保管容器に封入し、廃棄物高の方で保管をし、一旦保管をしております。
0:46:29	そのうち、大型の保管容器に封入した竜固体につきましては、ドラム缶への固形化処理を行うためにドラム缶に入るサイズにさらに切断し、
0:46:41	固体廃棄物固形化処理建屋にて、固形化処理設備によって固形化処理を行っております。
0:46:50	またですね固形化処理を行うための切断作業につきましては従前から補助建屋等で実施をしておりますけれども、今後は作業安全及び汚染拡大防止を考慮して補修点検建屋でも実施する。
0:47:06	ということが目的となっております。
0:47:10	次ページ46ページに、
0:47:14	設置許可における、は、放射性固体廃棄物の処理に関する記載を抜粋をしております。
0:47:21	本文午後の中では、放射性固体廃棄物の処理として五つの作業の方が記載をされております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	またですね本文 9 号の方には、トラ
0:47:36	放射性廃棄物の廃棄に関する事項としまして汚染の広がりを防止する措置としてドラム詰め梱包等の措置を講じるというふうに記載をしております。
0:47:46	以上のことから雑固体の切断作業につきましては、設置局が、
0:47:51	補 9 号のドラム詰め梱包等の処置に該当するものとして整理をしております。
0:47:57	45 ページに戻っていただきまして、また雑固体切断作業の原子炉施設保安規定における整理についてご説明をします。
0:48:07	切断作業につきましては原子炉施設保安規定、100 条の 2 第 1 項、7 の、
0:48:15	汚染の広がりドラム、その他の
0:48:18	雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入することなどにより、
0:48:23	汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で廃棄物庫にて保管する。
0:48:30	ことに基づきましてドラム缶に封入するための 1 手段として実施しているものであります。
0:48:36	こちらについては保守点検建屋で行う切断作業も同じ条文の適用を受けるといふふうに考えております。
0:48:44	また、切断作業につきましては、下部規定にて詳細な作業手順や作業安全及び汚染拡大防止上の注意事項を規定し実施しているものであります。
0:48:56	以上が、資料 1-3 のご説明になります。
0:49:08	続きまして、
0:49:10	残りのコメントというところで資料 2-4。
0:49:13	の修正点についてご説明をさせていただきます。
0:49:20	まず資料 2-4 の目次、1 ページ目のところで、
0:49:25	今回参考資料 2 及び参考資料 3 に、を追加をしております。
0:49:31	詳細については
0:49:33	後程ご説明をします。
0:49:35	まず、変更点としまして、
0:49:38	10 ページをご覧ください。
0:49:42	10 ページにつきましては、
0:49:45	真ん中のところに記載を追加しておりますましてこちらは、コメント、
0:49:50	やりました、2006 年の気象、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:53	観測資料の情報を削除せずに残す理由ということを追記しております。理由としましては土岐許可では、原子炉施設の立地条件の良いへ、
0:50:04	適否を判断するための安全評価を行うにあたって、原子炉立地審査指針に基づき、重度児重大事故及び仮想事故について評価を行っていますが、その評価結果については、
0:50:18	添付資料 10、
0:50:19	4 ポツ重大事故及び仮想事故の解析に残しており、線量評価に必要な拡散条件及び気象条件については、添付資料 6、
0:50:29	2 ポツ 5 の安全資料安全解析に使用する。
0:50:34	気象条件で述べております。
0:50:36	重大事故及び仮想事故の線量評価につきましては、2006 年の気象条件で行っているため、
0:50:43	本申請書、本申請では、添付資料 6、2 ポツ 4 敷地における気象観測結果及び 2 ポツ 5 の安全解析に使用する気象条件において、
0:50:55	2006 年の気象観測資料に関する情報は削除せず、残す形というふうにしております。
0:51:04	続いての変更点としまして、49 ページを
0:51:11	49 ページ以降につきましては、先ほどご説明した
0:51:16	資料 5-1 の内容につきましては同様に反映を実施しております。
0:51:22	修正内容につきましては同様ですの詳細を割愛させていただきます。
0:51:28	続きまして 68 ページ。
0:51:31	をご覧ください。
0:51:35	68 ページに今回新たに、
0:51:37	高浜 1 号炉 2 号炉 3 号炉及び 4 号炉の原子力災害、
0:51:44	制圧道路と整備に伴う設置許可基準への適合性について、説明資料の方を添付しております。
0:51:51	こちらはコメントナンバー 44 番を踏まえまして、
0:51:56	制圧道路の際に使用した設置許可基準規則への適合性に関する説明資料を添付しております。
0:52:04	また、高浜発電所の風洞実験報告書につきましても、3 項、
0:52:10	2 添付をしております。
0:52:15	続きまして説明者が変わりますのでよろしくお願いします。
0:52:20	135 ページをご確認願います。説明者かわりまして関西電力。
0:52:27	頼り。
0:52:28	資料 2-4 の参考資料 3 について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:41	この資料では、気象指針解説、その他気象条件の取り扱いの記載内容と、その内容への対応を記載させていただいています。
0:52:51	また前回のヒアリングでのコメント
0:52:53	41 条層逆転層の出現回数が少ないことについて確認しているか説明することの対応は、本資料に反映しています。
0:53:02	まず、1 ポツの気象現象の年変動についての対応です。毎年、代表値の気象が特に異常な年であるか否かを確認するために、
0:53:11	1 年に 1 回の頻度で、過去の許可と、
0:53:14	同じ方法で検定を行って、
0:53:17	なお、検定の結果、本申請では、敷地において観測した 2019 年 1 月から 2019 年 2 月までの 1 年間の気象資料を用いて、
0:53:26	大気格差
0:53:29	次に 2 ポツの上層逆転層についての
0:53:33	常総逆説層の出現状況については、昭和 52 年から 53 年にかけて、
0:53:39	春、夏、秋の各 7 日間に 1 日 16 回、
0:53:43	識字上空の基本サノ観測を実施し、
0:53:46	計 304 回の観測値をもって確認しています。
0:53:51	に記載のある
0:53:51	人上で、放射性物質が閉じ込められるような上層逆転層は、計 304 回の会則。
0:53:58	後 3 回
0:54:01	以上で参考資料 3 の説明を終わります。
0:54:18	以上が、
0:54:20	資料の説明になります。
0:54:25	ありがとうございます規制庁側から事実確認を進めていく。
0:54:39	規制庁阪本ですから、何点か質問させていただき
0:54:44	た図 27 条関係なんですけど、
0:54:47	先ほど、
0:54:49	1-3 番の 9-1 ページですか、
0:54:54	第 1 項第 3 号の、
0:54:56	固体廃棄物の、
0:54:58	処理に関係するところ多分説明いただいたんですけど、
0:55:02	これ関係性がバツ今×。
0:55:05	白丸、黒丸だったらバツになってるんですけど
0:55:08	関係者×になる理由っていうのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:11	これが処理に当たらないからってそういうことになるんですか。
0:55:33	関西電力の上口です。申し訳ありません。ちょっと資料の場所をちょっと確認できません。
0:55:40	資料の
0:55:41	9-1 ページで、
0:55:44	通し番号でいうと、すみません、45 ページ
0:55:49	そこで雑固体の切断作業に関する説明を多分していただいて、
0:55:53	これあれですよ
0:55:56	条文でいうと 27 条の第 1 項第 3、
0:55:59	項に係る部分だと思って、
0:56:01	ご説明をしていただいたと思うんですけど。
0:56:03	で、関係性はですねだ。
0:56:06	と。
0:56:07	パワプロなんてコウノ 1 の資料。
0:56:10	の 16 ページのところ、
0:56:12	右肩 16 ページのところ、
0:56:15	1 項 3 号、
0:56:17	のところ、今回、保修点検建屋もう全体含めてバツになっていて、
0:56:22	理由っていうのは、今このパワポの資料だと。
0:56:25	何か、
0:56:26	体廃棄物処理施設で影響しないことからみたいなことが書いてあるんですけど、
0:56:31	保守的に建屋に関しては別途切断作業はするけどスラグ処理ではないとかそういう理由でバツってそういうことですか。
0:56:38	関西電力のカミイチです。おっしゃる通りで、切断作業っていう、
0:56:43	いう整理の中で前回固体廃棄物の処理に該当するのではないかということ、ご質問あったんですけども、
0:56:54	今回の
0:56:56	の中で、
0:56:57	廃棄物処理に当たらないという整理をしてございますというのが、今回
0:57:05	ちなみにですけど、これ今まで、
0:57:08	は補助建屋で行う等で行ったという説明だったんですけど、
0:57:13	そのときも同じような整理だったということでもよろしいですか。全く同じ作業をして同じ整理だったということでもよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:20	関西電力のオカ店数、ご認識の通り、従来から補助建屋等でこの同様の作業をしてございまして、同じ、同じような整理をしてございます。
0:57:32	規制庁阪本です。これもちなみになんですけどもともこの点検建屋で行う作業っていうのは、
0:57:38	燃料取扱建屋でやったものを一部動かすみたいな話だったんですけど、それ以外のことってことでその切断作業、
0:57:45	補助的建屋等でやったものを移動するってことは、点検建屋でやったものを補助建屋に移動するんじゃないで、
0:57:53	他のものを含めて、補助、
0:57:55	補修的に建屋、
0:57:56	でやるんですね。
0:57:57	麻生ソネ飛田って本当に
0:57:59	やってるものじゃなく、だけじゃないってことそういう理解でよろしいですか。
0:58:02	関西電力の上石です。先ほど申しました。はい。雑固体の切断作業というのは、補助建屋のみでは実施してる。
0:58:12	ものではなく、明瞭飛ぶ取扱建屋でも一部、過去に実施してございますので、そういう意味では、過去からやってた、
0:58:23	燃料取替建屋して、
0:58:26	作業の、
0:58:27	ものをこちらに移動したという考えになってくる
0:58:32	わかりましたありがとうございます。
0:58:34	で、さっきの話に戻ってしまって申し訳ないんですけど、先ほどのパワーポイントの 16 ページのところで、
0:58:41	適合性の説明で、答えは今日の処理に影響しないことから関係ないっていう。
0:58:47	くり書かれてるんでそこは先ほどの
0:58:50	1-3 ページの通しページでいうと 45 ページで説明で関係ないっていう。
0:58:56	処理に当たらないっていうことを、もうちょっと詳しくパートの方に落として書いてもらえればと。
0:59:00	思います。お願いします。
0:59:03	関西電力の神です。記載の充実、承知いたしました。
0:59:12	ありがとうございます。規制庁阪本です。
0:59:15	次なんですけど 28 条関係で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:20	パワーポイントで言うと5-1の資料でいうと、3ページ、右肩3ページから保管形態について、
0:59:27	説明していただいていると思うんですけど。
0:59:31	ちなみに、
0:59:33	この好き。
0:59:34	人とともに、保管するっていうふうに、
0:59:37	はい。
0:59:38	書いてあるこれっていうのは、
0:59:41	台の上にスキッドがあって、
0:59:43	その上に、
0:59:45	蒸気発生器オノって言ってナカベルトとかで巻いてあるってそういうイメージですか。
0:59:51	はい関西電力の渡部です。右肩3ページの上段の図面の内1左側を見ていただくと、
0:59:59	なんですかねこ台形のようなものにオーエスジーを左側からこう見ているようなイメージの図なんですけども、台形のようなこの大賀台の上にSGが載っていて、それをバンドでとめるようなイメージですかね。
1:00:12	ゆうゆうバンドみたいなんで固定して、SGを高めるといいますか、このオノ代表スキッドと。
1:00:21	2行加えたまま郵送車両で運ばれてくるんですけども、この保管代というのが建屋の下から張り出している基礎でして、その上にこうどんとそのまま載せるとそんなイメージで保管いたします。
1:00:35	規制庁阪本です。
1:00:36	ちなみにこれって、
1:00:38	すでに保管されてる蒸気発生器も同じ形と同じ形の報告3形態で保管されてるっていう理解では、関西電力ワタナベサノおんなじ形で保管してます。
1:00:49	もしよろしければですけど
1:00:51	同じであれだったら写真とか、多分ある。
1:00:53	たりするんだったらそれ載せていただくとイメージしやすいかなと思うんで、
1:00:57	もしよろしければ資料21。
1:00:59	追記していただき
1:01:00	関西電力の渡部です。
1:01:03	当日は保管建屋です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:07	狭くてですね、ゴトウ目から取るってなかなか難しくてですね、この形でそのまま写真が取れるかどうかあれなんですけどもなるべくスピードが映るような写真がないか取れないか。
1:01:18	ちょっと確認して、載せるようにはしますが、スキッドのところだけをピックアップするようなイメージで、よかったですよね写真っていうのは、
1:01:29	そうですねと、できれば、全体がわかりやすいようにとっていただければと思うんですけど取れる範囲で、よろしくをお願いします。
1:01:37	承知しましたSG周り、ちょっと写真が取れるかどうか、高浜の既設の保管建屋の中で取れないかもしれなくてですね、
1:01:47	ちょっと美浜であったりその他の
1:01:49	プラントから
1:01:54	はい、昨年
1:01:58	よろしくをお願いします。
1:02:04	すいません引き続きサカモトからって何ですか。規制庁高本です。
1:02:09	29条関係なんですけど、
1:02:14	資料でいうと、
1:02:17	少々お待ちください。
1:02:30	規制庁阪本です。
1:02:32	資料2-6。
1:02:34	なんですけど、
1:02:36	今回説明してもらってるところはちょっと、
1:02:39	入ってないんですけど、29条で、
1:02:43	線源学習
1:02:44	については7ページですか。
1:02:49	元核種として、比較的1000、
1:02:53	比較的半減期は長くγ線エネルギーが高い、コバルト60ですか、を想定して今回線源強度の計算をしていただいていると思うんですけど、
1:03:03	いろいろ他の事例とかを見ていると、何かセシウムとかそういうのを想定してる例とかもあったりすんですけど今回この、
1:03:11	線源核種について、
1:03:13	選定するっていうのでこれを選んで、他にも影響するのがあってその中で代表して、この子、コバルトとして計算するとそういうイメージですか。
1:03:24	関西電力の神です。
1:03:26	放射性固体廃棄物、ウノ種、
1:03:31	主たる核種といいますのは、コバルト60になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:37	で、
1:03:38	従来から、この企業が一番大きいものっていうところでこれを代表して、
1:03:44	背線量を木場と62置き換えてそれでもって評価し、
1:03:50	というのが、従来、
1:03:52	SE保管庫設置状態も同様の評価をしてございます。
1:03:59	規制庁阪本です。いくつか選任核種がある中で、
1:04:03	一番影響高いものに全部置き換えて計算してるっていうのでそれが従来から同じ方法ってそういうことでよろしいですか。
1:04:09	関西電力の上石です。おっしゃる通りです。
1:04:13	規制庁サカモトで承知しました。
1:04:15	その旨も資料充実させていただければと思います。
1:04:21	関西電力長谷です。承知しました資料を充実させていただき、
1:04:25	ありがとうございます。規制庁阪本です。次、30条関係なんですけど、
1:04:33	等、
1:04:34	資料2-0の、
1:04:38	51ページ。
1:04:48	ちょっとお待ちください。
1:05:06	あれこれ、すいません。この
1:05:09	51ページなんですけど、これ遮へい設計区分、こういうふうな、1から4まで設定していると思うんですけど、
1:05:16	ちなみこれ人の立ち入り、
1:05:19	多分、
1:05:20	区分って何か何時間いられるとか、そういうので分けてると思うんですけど、例えば、うちだったら松木。
1:05:28	と言って、
1:05:29	ミリシーベルトパー3ヶ月で、
1:05:31	みたいな感じ以内に収まるようにおそらく計算していると思うんですけど、他の
1:05:36	234とカワセ人立ち入りとかで、
1:05:40	区分とかしたりしてるのかどうか説明していただきたいんですけど。
1:05:49	関西電力の神です。この遮へい設計区分の考え方は
1:05:55	線量の限度、
1:05:59	限度を定める告示で管理区域機能協会の制度がございます。
1:06:05	それ以外に、現場での

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:09	放射線業務従事者の外部被ばくの低粘度観点から、例えばですね、ある作業をしているエリアのそばに通路がございますと。
1:06:21	通路っていうのは、他の作業の方々も通りますので、そういうところは比較的
1:06:29	外部被ばく、外部
1:06:33	被ばくの線量を下げたいと。
1:06:42	操作を行う方々が、
1:06:48	被ばくを低減してあげる。これも3、4作業じゃない方が、運転操作等で作業されるので、そういう
1:06:58	限定された期間になりますので、限定された作業操作になりますので、
1:07:05	そういうところは0.15mSv以下と。
1:07:10	整理し、
1:07:12	それ以外、特に今回のRCPBインターナル
1:07:20	四区分の0.
1:07:28	放射線業務従事者の被ばくを低減するような考え方でこの区分を設定してございます。
1:07:36	規制庁阪本です。例えばなんか、基本的に4区分は立ち入りしないとかそういうあとは例えば3区分だったら週
1:07:43	1週間で7時間以内とかそういう時間での制限は特に来てないっていうそういうことでよろしい。
1:07:58	関西電力の神節、
1:08:01	ちょっと詳細ございませんけれどもそこら辺ちょっと記載充実できますので、
1:08:35	あ、関西電力の上出です。すいません。ちょっと誤認があったんで申し訳ないです。今、
1:08:43	ちょうど申したような考え方で、
1:08:47	の制約っていうのは特段ある作業を何時間するからっていうところで決めたものではない。
1:08:55	ございません。
1:08:57	規制庁サカモトで承知しました。
1:09:00	次なんですけど、30条で、今回社員設計の考え方で、ちょっとページ戻って50ページで、
1:09:07	なんですけど、
1:09:08	一応このさ、遮へい設計考えるに当たって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:13	点検期間とか延長とか運用がいろいろ制約が生じるんで、運用の変動正雀より作業を通年実施するものとしていうので、
1:09:21	通年作業するとして計算してるってそういうことだと思うんですけど。
1:09:25	その通年というのはどういう時間。
1:09:30	関西電力のカミイチです。ちょっと、数年って言葉がちょっと
1:09:35	ご理解、
1:09:37	別ではなかったと思いますけど、1年間ずっとそういう宣言の状態であったとしてもっていう、
1:09:45	たまっている
1:09:50	ホデ人が冊通年作業するとかそういうことではなくてってこと。
1:09:56	関西電力の下、上期です。こちらの設計はですね、作業の作業で用いる 1000 円。
1:10:06	例えば、インターナル点検であれば、インターナルインペラーございますけれども、それがあある場所。
1:10:14	年間ずっと、
1:10:17	通年オク
1:10:23	規制庁サカモトです作業っていうのは、
1:10:26	麻生点検作業がその分解点検作業とか、照明、水中照明点検作業とかではなく、
1:10:34	そのものが置いてあることをIIものが通年置いてある状態ってそういうことを言ってるんですか。
1:10:41	深見です。
1:10:44	規制庁阪本です。
1:10:46	そうすると、今回この 30 条で、
1:10:50	被ばく時と非放射線
1:10:53	業務従事者の防護について多分被ばく管理の
1:10:56	条文だと思うんですけど、作業をどれぐらい、あそこに線源が置いてあって作業をその日、
1:11:02	えっと、
1:11:04	注射がどれぐらいして、
1:11:06	それでも、多分、
1:11:07	民間で 50mSv会社って、抑えられるっていう評価をしてるってことですかね。ちょっと細かく書いてあるかどうか。
1:11:15	そこまで読み取れなかったんですけど、そういう評価を、
1:11:18	した上で、大丈夫だっている、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	ことなんですね。
1:11:22	関西電力の神です。
1:11:24	石堂最初から私をご説明した、
1:11:31	いろいろ保修点検建屋で作業いたします。そちらのものが、
1:11:38	ある意味、ある場所にある、例えば、保守点検建屋の真ん中になりますと、
1:11:44	そうは言い、遮へい設計の考え方としては、例えば
1:11:49	1年のうち10日しか作業しない。
1:11:52	ので、薄くて以前
1:12:00	もう、
1:12:01	遮へい設計、
1:12:03	線量っていいます区分以下になるような遮へい厚を持たせると。
1:12:08	そして、
1:12:16	規制庁サカモト承知しました。少々お待ちください。
1:12:29	江藤規制庁ニシウチですけど、ちょっと1個ずついきたいんですけど。
1:12:34	ちょっと、ちょっと若干自分の理解がちょっと間違えていたらちょっとその旨仰っていただければと思うんですけど、まず遮へい設計の区分が第1から第4ってあってこれはですねジャックが
1:12:47	多分もともとの遮へい設計区分の考え方だと思うんですけど多分それなってると思うんですけど。
1:12:53	まず、
1:12:56	この
1:12:57	この区分その基準線量率って、いわゆる年間50mSvからきてるっていうのは多分それはおっしゃる通りだと思っていて、さっき通路みたいなのところもおっしゃってたじゃないですか。だから年がら年中、言うならば7時間4、1日7時間45分かな。
1:13:14	年がら年中立ち入るような場所については、第2区分っていうようないわゆる50mSvっていうものを、実際にその場所で想定している作業の時間、
1:13:25	とか頻度回数ですよ。込み爾見して、そのどれぐらいの線量に抑えましょうかっていうのが多分この区分の考え方だと私理解をしてるんですけど。
1:13:35	まずそれは合ってます。
1:14:19	関西電力の管理施設、今、遮へい設計、区分の考え方というのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:26	発電所のの全体、管理区域全体に関する一定した考え方っていうことで設定してますので、
1:14:37	保修点検建屋のみではないというところで、まずは、はい。
1:14:43	規制庁 2 種ニシウチですそうですねこの遮へい設計区分発電所等の全体的な考え方で、また全体的な考え方として、この第二期分っていうのは湯山年がら年中入るようなことを想定したアノ値であって、
1:14:56	第 3 区分多分それは私がちょっと具体名の時間までおっしゃいましたけどちょっと頻度が落ちるで、
1:15:01	第 4 区分についても原則立ち入り禁止っていうレベルでの、そういったくそそういった考え方学問してると思うんですけど。
1:15:10	ちょっと聞きたいのが、例えばですけど、今回の保修点検建屋っていうものが、そもそもの区分、
1:15:18	2 相当するような作業立ち入り費、立ち入り頻度。
1:15:23	作業時間っていうものを想定している場所なのかがわからない。要は、それをまず説明いただいた上で、だからそれに応じたような、この線量率、この区分、
1:15:33	になるように遮へい設計するっていうそういう流れじゃないんですけど。
1:15:37	まず保修点検建屋がどの区分に相当するような作業時間、立ち入り頻度を考慮している場所なのか。
1:15:44	それを踏まえて遮へい設計基準に応じた遮へい圧っていうものを設計してるんじゃないんですけど。
1:15:50	順番が違いますかね。
1:16:04	どっちかっていうと
1:16:08	設計の流れをまず確認したくて。はい。設計の流れとして、まず、
1:16:15	S保守点検建屋が、どの区分に該当するような作業時間立ち入り頻度を考慮している場所なのかっていうのをまず決めるわけではないですか。
1:16:27	まずそれを決めて、そのあとに、じゃあ、その区分が決まるわけじゃないですか。だからその場所っていうのはこれくらいのその線量率を押さえないといけないわけですよ。だからそうなるように所の遮へい厚とか位置とかを決めるっていう流れではないですか。
1:16:57	ちょっとどっちかっていうと設計の流れフローフロー的なところ。
1:17:00	今回最終的にこの補修電源建屋っていうのが、22 ページとかで書いてもらってるような具体的な遮へい設計区分にしてるわけですよ。それ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に応じてその遮へいはちょっと動きが出るわけですよそれはわかるんですけど、
1:17:14	そこにたどり着く間にどういう流れでたどり着いたのかっていうまずそのフロー的な考え方をちょっと聞きたい。流れを確認したいっていうところですね。
1:17:28	関西電力のカミイチ説、今おっしゃっているところ、ちょっと資料、
1:17:41	今回、今おっしゃられてる鮭遮へい設計基準と区分、
1:17:47	裏の方は、右下のところに、
1:17:52	うち、
1:17:53	決めると。
1:18:03	量をまず
1:18:04	守るという、
1:18:09	1000 年に応じて、
1:18:12	斜辺を、
1:18:17	背
1:18:24	ニシウチですけど、その流れでいくとですよ。
1:18:29	ちょっとよく、いや、何かですねその作業っていうものが入ってこなんかその設計に入ってこないのがよくわからなくて、この遮へい設計区分って、放射線防護従事者の、いわゆるその作業の時の、まさに、
1:18:42	線量を低減するためなんですよ。だから、
1:18:45	いわゆる例えば例えばですよ、線源が低いところなので、それなりに線量低くします。そこに逆の方がいいかな。いや、線量が高い高い線量本ってありますと。
1:18:55	で、それに応じた遮へい圧を決めるって言った時に、じゃあ、例えばですけど、
1:19:05	ちょっと待ってくださいね。
1:19:08	あって、
1:19:23	関西電力のカミイチ説、もう一度、
1:20:07	具体的なちょっと場所で言うと、
1:20:11	この 37 ページの図でいうと、
1:20:15	これはあれだこれ様ですか左側と右っかわ、何を使い分けてるんですけど、
1:20:23	これから左側には具体的な線源の場所を変えていって、
1:20:29	遠隔ソウアイや、
1:20:31	左側の図でいくとですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:36	2階の平面図で、33区分のところが三つ並んでいる場所があるじゃないですか。
1:20:42	ここの間の遮へい厚とかを決めるときに、要は
1:20:49	もともとここのスタブ3区分の部屋っていうところで、
1:20:54	作業時間とか具体的にこれくらい見積もってっていうところで3区分の部屋にしてと思うんですよね。実際に立ち入って作業とかするってこともあると思うんですけど、
1:21:01	で、
1:21:02	要は、ここの3区分の、ここを3区分にする。
1:21:08	てことは、隣のその3区分のお部屋の線源がそっち側に影響しないようにその三区分の部屋の設計をしなきゃいけないわけですよね。
1:21:17	てことは、そもそもその隣接じゃなくて当該室、
1:21:23	スタッドボルトが置いてる真ん中の部屋を3区分にしましょうって話があるじゃないですか。
1:21:28	その隣のがわかりやすいかちょっと敷地の一番端っこの資機材の保管物って書いてるところが3区分でこれ作業所3区分ですよね。で、
1:21:37	ここをまず3区分にしようっていう。
1:21:40	思想が働いて、
1:21:43	だからこそこないだ隣のスタッドボルトとか、ナラハタの区画区域の影響もあるかもしれないですけど、要は隣接の部屋からの影響も考慮してちゃんと三区分に収まるような遮へい圧にしてる。
1:21:55	ですよね。
1:21:57	て考えたら一番最初にその当該の部屋を何区分にしようっていう思想がまず働くのかなっていう頭でいたんですけど。
1:22:05	で言えば、何伝わりますかね聞きたいことが、
1:22:27	関西電力の今村です。まず、作業エリアとして、衛藤丈二人がいるような、
1:22:36	ところは、
1:22:43	4屋根作業。
1:22:45	人が入って作業するようなところっていうのは4区分、
1:22:49	そして、
1:22:57	作業する人がずっといるわけではなくて、うん。
1:23:03	一時
1:23:03	に機器を操作するようなところについては、3区分、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:10	3 区分にしますと、人が常時立ち入るわけではなくって、もう行ったり来たりとかして、立ちどまるというよりは行ったり来たりとかする通行するような区分っていうのを、2 クボ、
1:23:24	とそういう形で、まず区分、
1:23:27	を設定して、
1:23:31	草間ニワ
1:23:33	等、第 4 区分は人が常時いるっていうさ作業のと、作業をするときに、基本的にはそこにいる。
1:23:44	だから、例えば 1 日 5 時間ぐらいそこで作業しますよとかっていう、
1:23:50	そういう作業、作業エリア、作業エリアは 4、4 区分、
1:23:55	ほんで、
1:23:57	1 時間とかそういう作業じゃなくって、
1:24:01	一時的に立ち入ってそこで何、何か弁の操作をしたり何なりの操作をしたり、それが終わったらもう行き、その部屋から出ますよっていうようなところが 3 クボ、
1:24:12	立ちどまって作業とかそういうするわけではなく、通らなければいけない。
1:24:19	時間そこを通過するとかですね、そういう通路的なものが 2 クボ、
1:24:28	今のは、その部分だけちょっと 1 回行きたいんですけど、それを聞くと、結局最初坂本が聞いたような、要は、
1:24:37	その場所にどれくらいいるかっていうことを想定した区分分けになってるっていうのが根本にあるわけではない。
1:24:45	ですから、何かそんな気を、そんなふう聞こえたんですけどちょっと違います。
1:24:51	具体的な他の時間を切ってるわけじゃないわけじゃなくてそこでの作業内容というか、そこでの、その経部屋での、何をするか。
1:25:02	という行為で分けていて、実際の被ばくへと、
1:25:09	車線被ばくを守るところ、
1:25:18	実際のその空間線量とかを、
1:25:20	加味しながら、管理
1:27:01	規制庁ニシウチですけど、
1:27:03	他の
1:27:05	私はジャックの 461 号を見ながら、
1:27:09	また同じの手元にあると思うんですよねそこに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:12	作業内容って、何か頑なに言われてるところがよくわからなくて、明確に書いてあると思うんですけど、要は 50mSv から、いわゆるその 50mSv っていうのを満足するように、時間立ち入り頻度とかを考慮していかないで区分にするっていう明確に書いてあって、
1:27:27	右側のページの方に具体的にその交差部算定根拠というか、いわゆる通路っていうのが、年がら年中の人が通るような場所だから、365 日じゃないかな、すみません 365 日じゃないか、いわゆるナカハラな時間 45 分。
1:27:42	ていうものを考慮して逆算するとこれからの 9 アノ 1000 に抑える必要があるよっていうような考え方があると思うので、
1:27:48	何か、作業内容だけではないっていう私は理解をしていますがその理解がどうなのかっていうところからしっかり確認をしたい。
1:27:55	テスト、
1:27:56	これと違うことやってるんだったら違うっておっしゃってくださいと。で、これと同じことやってるんだったら、ちょっと他電力の時にもそういうような確認をちょっとしてたんですけど、
1:28:06	ここで想定しているような立ち入り頻度、
1:28:10	時間でいうようなその作業内容、そちらの言葉を借りればそういった作業内容が、を想定してる場所だから、ここは第 2 区分にしなきゃいけない第 3 区分にしなきゃいけない第 4 区分にしなきゃいけない。
1:28:21	ていうものが決まってきた、SOA の各エリアの役割が決まってくるので、それに相当するな遮へい後決めようっていうそういう流れなのかなっていうふうに思ってたっていうところなんですよね。ちょっと違うそういった設計の流れっていうのがちょっとわかるようにまず資料充実いただければということですね。
1:28:36	違うようであればその旨分かるように書いといていただければそれで結構です。やり方は多分幾つかあると思うので、ちょっとこのイメージで聞いてたので若干何か違う気がしたということですね。
1:28:47	ウノハマグチです
1:28:50	ご趣旨理解しました遮へい積規定に書いてるこの記載と実際の
1:28:57	設計の
1:28:59	ちょっと整合性についてちょっと、
1:29:04	取りまとめて、ちょっと、
1:29:06	種々充実させていただきます。
1:29:11	はい。規制庁西内です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:14	ちよっともう1個ちよっと聞いておきたいのがですね。はい。第4区分ってなったときに、実際に今って多分第4区分の場所に人が入って作業する前提で考えられてると思うんですけど。
1:29:27	一番わかりやすいのはもうそこ立ち入らないので大丈夫ですっていうような要は遠隔操作をする、その場所に立ち入らないでそこで必要な作業ができるっていうパターンであればこの業務従事者の防護っていう観点では明確ですよ。
1:29:40	線量高い場所なんだけどそもそも入らなくても大丈夫な設計だから、そもそも防護ちゃんとできてますって考え方はわかるんですけど、立ち入りますと言われると、
1:29:51	立ち入ります。でも、精度高いわけですよ。具体的にそこで想定している時間、
1:29:57	年オーダーで、具体的にどれぐらいの線量をどれぐらいの頻度、どれぐらいの作業時間というのを想定してるのか、っていう説明とセットでないと、その線量区分でちゃんと防護できるのかって説明が来ないのかなってこれは具体的な場所の今回の話ですよ。
1:30:11	特に第4区分のところについてはそういう説明が追加でないと、防護できるのかっていうのは大変設計区分なのかってのはわからない。
1:30:19	と思ったんだ場合によってはその遠隔操作っていうものをちゃんとしなきゃいけないんじゃないですかって多分そういう話になるのかなと思ってちよっとこの、
1:30:25	どうという設計をしてるんですかっていうの時間も含めて確認したいっていうそういう趣旨ですね。
1:30:30	で、
1:30:31	機能、遮へい設計区分の考え方に基づく区分しているんだったら、第2区分と第3区分は、
1:30:37	この考え方に沿う。
1:30:39	作業内容かつ頻度時間ですよっていうものであることさえ説明いただければそれで終わると思うんですけど第4区分に関しては上限がないので、
1:30:47	ちゃんと防護できるのかっていう観点ではそういった時間、
1:30:51	頻度っていうものが追加でちよっと確認をさせていただきたいと思ってたっていうそういうところですよ。
1:30:58	これは今回の点検建屋との具体的な話ですね。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:03	最初の話は全体的な設計の流れの考え方の確認でしたけど今回はフクダな場所の確認、二つセットの話だと思うのでちょっとまとめて整理して説明をいただければいいかなと思います。
1:31:14	関西電力の神です。ちょっと整理の仕方はちょっと私どもちょっと
1:31:19	もう少し再整理いたしまして、負債充実させていただきます。
1:31:27	そうですね規制庁西内です。特に区分4のところですね。結局、区分4にしました。だからOKですと、だけは絶対ならないはずで、
1:31:37	必要に応じて遠隔操作とかそういったものをちゃんとやってるかって話を設計として確認しなきゃいけないですしそういうところをちょっとしっかりまずはっていうところかなと思います。
1:31:46	はい。
1:31:47	少しだけお待ちください。
1:31:57	規制庁の中野です。私の方からもちょっと、
1:32:00	教えていただきたいんですけども、パワーポイントの資料5-1の37ページの
1:32:07	平面図のところなんですけれども、
1:32:11	左側の平面図の1階平面図で、今回作業スルー場所について例えば左側のスペースであったりとかすると、
1:32:22	非作業時は区分2で例えばRCPのインターナルを、最近、分解点検とか、多分、おそらくここでするんすよね。そういった作業をするときは区分4に変わりますということですよ。
1:32:36	そうすると、何か先ほどご説明いただいた、区分4のところの基本操作をするとか何か作業するところですよっていうような考え方とはちょっと違うのかな。
1:32:47	とって。
1:32:49	んですけど、何かその理解や、多分次回、再整理していただいて、ご説明いただくっていうところ。
1:32:57	だと思うので今ここでオカイトウておけ
1:33:10	関西電力の上石です。今
1:33:15	ごろは左側の数字が、
1:33:20	通常時で括弧書きっていうのは実際に作業した。
1:33:25	機能線量というところで、左よりも右側、Aランクが上がるという
1:33:35	ご説明。
1:33:37	ここはちょっと、
1:33:40	規制庁ナカノですちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:43	三島
1:33:45	のインターナルとかの、
1:33:47	ところは、基本的には区分 2 で、
1:33:51	非作業時には、ただの通路としての機能がもうしかないエリアですと。
1:33:58	ね。
1:33:59	作業時そのインターナルの分解点検とかをするときにはその作業エリア っていうところによって、その区分 4、機器室等と同じ区分で作業をす る場所になりますってことです。
1:34:12	関西電力の関係です。今、1 回目のお話で、今の該当エリアなんですけれ ども、
1:34:19	RCPカナル容器、これ助成、
1:34:23	シマ
1:34:24	は、通常、二区分のところは 4 層準になる。
1:34:32	っていう、
1:34:34	例えば除染が終わった後に、地下 1 階で分解点検ありますけれども、
1:34:41	左側のところになりますけど、そこで点検したいときには、2 区分でRCP Bインターナルインペラーの転向するときは 4 億人なりと、
1:34:54	はインペラーインターナルは地下 1 階にありますので、
1:35:00	財務については 2 区分のファーマーズになると。
1:35:10	規制庁中ですありがとうございます。ちなみになんですけど、同じくその 1 階の平面図の中で中央の。
1:35:22	工具等で矢印がつけてあるところここ程度の作業の対象なんでしたっ け。
1:35:29	工具等っていうものだけあると、こういった作業をするのかちょっとイメ ージが湧かなくて、
1:35:36	関西電力の神節、こちらの方は、機器を点検した子を置く場所というこ ろで、
1:35:45	そういう制限を持った方も多くってところで、工作室ってところで、 特段大きな作業をしないので、右肩 36 ページの
1:35:57	項目にはちょっと、
1:36:04	規制庁ナカノです。そうすると、
1:36:09	工具が置いてある場所が、1000 万、線源の区分が変わるっていう考え 方は、
1:36:17	使い終わった工具、
1:36:22	作業中は工具が、例えばその左の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:27	RCPのインターナルの容器が置いてある部屋とかにあるから、その線源となる工具がなくなって区分になりますと。
1:36:35	で、逆に作業をしていないときは、線源となる工具が戻ってくるので、
1:36:44	上がりますよってことですかね。
1:36:49	関西電力の岡見です。この
1:36:54	エリアについてはそのような整理があります。
1:36:59	規制庁中間です。
1:37:00	ちょっと読んでて、
1:37:02	今、
1:37:03	その括弧内は作業時ってところで記載いただいていたと思うんですけど、多分これ逆になるんじゃないかなと思う。
1:37:29	関西電力の感じですか。ここの表現をちょっと検討させていただきください。
1:37:36	規制庁中出承知いたしました検討いただいた結果を資料に残していただければと思います。
1:37:50	規制庁西内です。
1:37:52	ちょっと続けて同じところでえっとですね。
1:37:55	希望等、さっき仲本から聞いた 36 ページ目の下のところなんですけど、
1:38:02	ちょっとさっきまでの話を踏まえてもう 1 回ちょっと確認なんですけど、36 ページのこの(2)の遮へい設計の考え方って言うのは、
1:38:10	要は、
1:38:13	これらの機器がずっとそこにある過程で、
1:38:18	これらの機器が全部そこにある過程で、遮へい設計しますってそういうことでいいんですよね。
1:38:28	はい。関西電力の神です。おっしゃる通りです。
1:38:33	藤。規制庁西内です。ちなみにここで言うこの機器たちって全部別の場所に置いてるって理解でいいんです。たっけちょっと、対応関係が見えてないんですけど。
1:38:48	関西電力の鏡です。民活 36 ページの冷却材ポンプインターナル分解点検これは、定検時にプラント側からこちらの
1:39:01	点検建屋に、
1:39:03	移動して、
1:39:05	インターナル容器で助成した後、
1:39:08	インターナルインペラーとしていきたいと。
1:39:17	他の方につきましても、OA

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:22	等、
1:39:24	枢要に応じて現場の方から、
1:39:29	機器がお持ち
1:39:37	は、
1:39:37	カトウ、一番下の比木資機材仮置に関してはこれは1年間ずっと、
1:39:43	話
1:39:49	が、規制庁西井です。ちょっと具体的なところで言うとですね37ページ目にちょっといただいで、
1:40:01	左側の図の方の1階平面図のところで、
1:40:07	一番左側の部屋にその水中照明機器と雑工と、ICPのインターナル容器があるじゃないですか。これって実際にはその年から年中ここにあるわけじゃなくて点検するときに持ってきてって感じですよ。
1:40:22	で、今は36ページ目の下で行った遮へい設計の考え方っていうのは、実際には
1:40:29	年がら年中置かれてるわけじゃなくてこれは一時期置いてない。要は三つが同時に置かれることはない。
1:40:35	と、実際の運用上なるかもしれないけど、ただ遮へい設計に関しては、三つがそこにまとめて線源としてある状態で、その隣の部屋の遮へい設計を、隣の部屋の場所に対してどれくらいの線量なるようになっていうのを遮へい設計してるんですっていうようなことを言いたいです。
1:40:51	関西電力の菅家数、おっしゃる通りで、遮へい設計は、最大値に対して、守るという考え方がございますので、
1:41:03	お考えの通りです。
1:41:07	規制庁ニシウチですわかりました。ちなみになんですけど、
1:41:11	そうしたときに、
1:41:14	どう、
1:41:17	インターナルとインペラーは容器に入った自体、次容器に入って運ばれてきて、
1:41:24	あれ容器から出るのはどこで出るんですしたっけ。1回出てるんですしたっけ。
1:41:31	関西電力の西です。
1:41:51	もちろん、
1:41:53	見ていただくとちょっとわかり、イメージしやすいかなとは思うん
1:41:57	この上の方に赤枠で囲んでるところがあるかと思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:03	1 回目、この赤枠で囲んでる 1 回目の右側、
1:42:07	のところが 1 階の床になりますんで、そこにまず容器を置きます。
1:42:12	ナカの容器をツリーだ上げて吹き抜け吹き抜けになってる、地下の方に クレーンで、
1:42:22	殺して行って、そこで部
1:42:29	ん規制庁ニシウチです。
1:42:32	わかりました。そういう意味でさっき仲野が聞いた工具等かもしれないも 含めてかもしれないですけど、
1:42:39	今のちなみに、インターナルとインフラは、この 1 階平面図の時の線量 区分考えるときに
1:42:46	ここの、まさに左側の部分のオープンスペースの部分の線源としてカウ ントしてるかっていうとそれもしてるっちゃうことなんすか。
1:42:53	そこまで含めて明確に何か包絡するになっている。
1:42:58	あくまでこの 1 階平面図を入れた容器だけ、山崎の話聞くと、
1:43:02	本当に一時的な場合だと思うので、何を入れて何を覗い、何を入れてな いのかってのがよくわからないなんて思ったってところですね。
1:43:10	ちょっと
1:43:12	36 ページの、この文章だけだと、何となくやりたいことはわかるんです けど、実際にじゃあ、例えばですけど、ここの線源はこう置いて評価して るとかっていうところがちょっとよくわからないなあと。
1:43:25	そういう意味でちょっと阪本唐木。
1:43:27	まだ聞いてないか。そういう意味ではですね計算コードとかも含めてな んですけど、実際にどうやって遮へい設計を計算してるのかっていうの がわからないんですね条件と。
1:43:37	まさに宣言の条件と、あと
1:43:41	解析の構造これ多分特段変えてないと思いますけど、そういったところ がちょっとよくわからないので、一応そういった評価どうやって、遮へい 設計してるのかっていうところがちょっとわかるように資料を充実いただ きたいなと思うんですけど。
1:43:55	そういう意味で、最初にちょっとお願いした、まず設計の流れ一般的な 設計の流れっていうのがどういうふうになるのか。
1:44:02	ていうところから整理いただいて、最後遮へい設計する時についていうと ころで具体的評価内容というところがちょっとわかるように記載をいただ ければ嬉しいなと思います。
1:44:12	よろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:15	はい。関西電力の神です。今、遮へい設計の考え方、また、この(2)の遮へい設計の考え方のときに、
1:44:27	遮へいの1とかそういうところを明確にしてどのような評価をしているのか、ここ、ここら辺を具体的にちょっとご説明する資料を準備したいと思います。
1:44:42	はい。規制庁西内です。
1:44:44	そうですね
1:44:46	少なくとも許可時点での具体的な区分とかまで決めてらっしゃるということだと思うので、それに至る過程としてちょっと明確に説明はいただければと思います。さっき言った
1:44:57	1階の部分でインターナルとインペラーを何か線源に入れる必要があるかっていうと、一時的な影響なのでどこまで入れる必要があるんだってのよくわからないですけど、ちょっとどう考えてるかっていうの含めてちょっとわかるように説明をいただければいいかなと。
1:45:11	はい。
1:45:18	規制庁阪本です。
1:45:20	先ほど西内さんと同じカワセって形なんですけど、今保修点検建屋の話してるじゃないですか。数字保管庫の方も、一応区分分けしていて、
1:45:31	おそらく中に点検とかで入ったりするみたいな話を先ほどしてたので、おそらくそっちの方も、
1:45:37	何時間入るとかある、何かなんかと書いたところで何時間はいとかそういうことも、
1:45:43	おそらく、
1:45:43	計算とか評価をしてるっていうことになると思うので、そちらもあわせて、資料に充実していけいただければと思います。
1:45:54	関西電力の関係する34ページのSG保管庫の、
1:45:59	遮へい設計区分の考え方も先ほどと同様に、どのように考えているか、線源の設計を考えた。
1:46:06	こちら、
1:46:08	資料を充実させていただき、
1:46:13	どうぞよろしく申し上げます。
1:46:17	はい。
1:46:20	規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:22	ちょっとSG保管庫等保修点検建屋の話を行いましたので、ちょっと次に30条の同じ関連なので、あわせて聞きたいんですけど、31ページパワポの
1:46:32	SDRの30条の話、せっかくちょっとこの話になったのでちょっと流れで聞きますけど、
1:46:45	ちょっと、
1:46:46	若干なんか読んでて、
1:46:48	僕は頭が今、整理できてないのが正直なところなんですけど、29条だったかな。
1:46:55	29条の黒丸にしてもらってるじゃないですか。
1:46:59	要は、総スターム側が変わるからっていうそういう考えだと思うんですけど。
1:47:03	31条、33条もう、
1:47:07	いうなればソースタームカバーコールっていうそういうイメージになっちゃうのかなって思いつつ、ちょっと読んでいた時にいや、多分そこ違いをつけてらっしゃるっていうことなのかなと思ったんですけど。
1:47:17	要は、30条側は、いわゆる、
1:47:21	遮へい設計をして、この場所をこういう区分にしますっていうことを許可の本文でうたっていて、言うなればちょっとさっきの話。
1:47:32	と同じ話でいくとその区分に応じた管理をしますっていうことがセットで最後ついてくるっていうような許可本部の設計の
1:47:40	説明なのかなというふうに理解していて、と考えると、
1:47:44	今回のこのSGRに関しては、SGR前後でこの遮へい設計区分は取りかえてないわけですよ。
1:47:51	変更してない。
1:47:52	だから言うならばここ9社、9009遮へい設計基準のままじゃないですか。
1:47:57	ということ。
1:47:58	どう思って、
1:48:01	いわゆるこの適合性としては特段既許可から変更がないで、
1:48:07	と言いつつも、三角だから変更がなくていいんだっていうことを一応説明はしているっていうそういうようなイメージと捉えればいいんですかね。
1:48:17	要はだから、既許可から返金許可の設計方針から変更がないよっていうのは、ちょっともう少し噛み砕いて言うのであれば、既許可で説明した遮へい設計区分に変更がなく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:28	かつそれに応じた運用っていうところも特段
1:48:32	それに応じた運用管理遮へい管理っていうことをするっていうことは特に変更がないので、だから許可から変更がないんですみたいなそういうような読み方をしているって思えばいいんですかね。
1:48:43	関西電力の神です。
1:48:46	そちらと論点がですね、
1:48:51	いや正規は
1:48:54	原子炉二次遮へいの中にオープンっていう、位置的にも変わらないっていうところも、
1:49:00	加えて、変更がないという
1:49:07	資料どの 2-0 の 61 ページ。
1:50:09	規制庁の西内です。だから、遮へい設計区分がまず変わりませんよ。それはこの図でも書いている通りで、変わりませんよ。で、その区分にするために必要な遮へい設計というところも特段変わりませんよ。
1:50:24	んで、それに応じてちゃんと運用管理しますっていう許可本文と変わりませんよ。だから、既許可の設計方針から変更がないんです。
1:50:33	具体的な内容を説明しますね。その変わらない内容を説明しますねというのがこの話だということですね。
1:50:47	一旦、わかりましたと。
1:50:50	とりあえず説明したいことはわかりました。
1:50:54	と、
1:50:59	いや、何だろうな、31 ページの方のパウポなんですけどね。
1:51:05	今の話でいうとその遮へい設計区分変わらないよっていうなんてな、なお書きになってるんですよ。
1:51:12	既許可の設計方針から変更が、適合しているっていう状態に変更がないんだよっていうのをかみ砕いて言うと、
1:51:20	どういうエッセンスがあるのかっていうのは、今の話だと区分と遮へい設計等、あと運用管理するよっていうところも含めてのな 3 点ぐらい要素はあるのかなと思ったんですけど。
1:51:30	そこら辺がもう少しちょっとわかるように書いていただければ、まずはいいかなってくらいですかね。
1:51:39	で、ちょっとこれは単純に整理の話だけなのでちょっともう少し一層具体化をしておいていただければというのがまず一つありますと、で、
1:51:47	あとは、この遮へい設計をこれ一応旧基準でやってますよね。
1:51:54	て、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:56	建屋単位でやっているものって理解でいいでしたっけ。
1:52:02	要は、
1:52:05	いくなればなんか今回機器の取りかえただけだからですよね。要はどういう時にこの新遮へい設計基準の方を適用するんだってその考え方だけなんですけど、
1:52:16	遮へい設計基準二つ今あるじゃないですか、どういうときにその新しい法を適用するんだっていうと、その新しい建屋を建てるときはその建屋をし新しい設計基準でやって、
1:52:27	結局古い建屋の方の中の一部を変えようとする、でも周りの建屋は前の、
1:52:32	部屋は結局 9、
1:52:34	設計基準でやっちゃっていることになるので、だから建屋単位でそういった遮へい設計基準を管理している。
1:52:40	ていう理解でいいでしたっけ。
1:52:43	関西電力の神です。おっしゃる通りです。
1:52:49	はい。規制庁西内ですわかりましたありがとうございます。ちょっと 31 ページの説明をもう少しわかりやすく記載をいただければ幸いです。
1:53:02	規制庁阪本です。
1:53:04	手続きなんですけど、
1:53:06	この 30 条に関して、今は多分、資料 2-0 の、何か参考資料 1 とか参考資料 3 とかでも同じような内容で多分説明していただいていると思うんですけど。
1:53:16	ただそれってあれですね最初白丸だったから、2-0 の参考として一緒につけたと思うんですけど、
1:53:22	黒丸になっているんで、あと 30 条として 1 個の資料多分まとめていただいた方が、
1:53:27	見やすくなると思うので、資料の何ていうんですかね。
1:53:30	別途説明資料として 1 個作って、今野の補足って、
1:53:35	で入れていただければと思います。
1:53:39	関西電力のカミイチです。承知いたしました。
1:53:43	規制庁阪本ですよろしくお願いします。
1:53:47	次もう 1 点なんですけど、
1:53:51	気象関係でちょっと 1 点だけ。
1:53:54	今回は風洞実験の確認をするっていう話で資料 2 の、
1:54:01	4 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:03	62 ページ。
1:54:06	のところで、
1:54:13	61 ページか。
1:54:15	九重地区のところで、
1:54:18	一応
1:54:20	風洞実験を行うにあたっては、原子力学会標準の、
1:54:24	中で、
1:54:25	新規、新施設査定を立てる。
1:54:28	時にその高さが 2.5 倍した高さ 2.5 倍したものに、
1:54:33	敷地の標高を加えたものが、排気塔以上の高さであれば、実験します 確認しますっていうことになっていると。
1:54:39	というような説明なんですけど。
1:54:41	一応規格の中では、
1:54:44	何か地形の改変的な話も書いてあって、建物建てるときに、
1:54:49	それを考慮して、多分実験をするっていう話になったと思うんですけど 今回そういうところは特に考慮はしてないのか考慮した上でも、
1:54:58	関係ないの高さだけで、
1:55:00	やってとかそういうのがあれば説明してください。
1:55:27	関西電力長江でござい。
1:55:30	風洞実験やる際、
1:55:33	記載している通り、
1:55:34	建屋の範囲を、
1:55:37	というのがですね。
1:55:41	道路の申請の際にはですね。
1:55:44	当時、新しい建ても
1:55:47	地形の改変、もうすべて風洞実験、
1:55:50	行った結果これを示しまして、
1:55:52	それ以降、新しい地形の改変という
1:55:56	ございませんので、今回はその建物の影響だけを見たという形になって ございます。
1:56:01	規制庁阪本です。
1:56:03	返した場合もあるけど今回はそれに当てはまらないってそういうことに、
1:56:09	関西カナガエでございます。著しい気象の、これ地形の改変があった場 合には、それ反映する、建物とセットで、もう形には反映するっていう形 にはなるんですけども、今回はその建物しかなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:22	地形は該当でもなかった。
1:56:24	ということで、
1:56:25	承知しましたその旨分かるように、説明資料についていただければと思います。私からは以上です。
1:56:34	規制庁西内です。
1:56:37	ちょっと私からも行く。
1:56:39	なんですけど、
1:56:42	どう、
1:56:44	22 ページの、
1:56:53	まずう。
1:57:01	左下の表で、モニタータンクの使用の容量が書いてあって、
1:57:08	想定しているその設計、
1:57:11	廃棄物量も書いて設計方針のところで書いてあって、この差は単純にこれバッファーとっていいのか、それとも何か有効容量的な考え方があるのかっていうところをちょっと考え、確認したいんですけど。
1:57:41	では鳥羽。
1:57:46	規制庁ニシウチ倉庫ありますと、
1:57:49	あとあれ、結局、
1:57:52	ちょっとすみませんなんかどっかに書いてあったら申し訳ないんですけど、散布は別に
1:57:57	都度動かすっていうそういうイメージでいいんですよ。
1:58:00	3 分
1:58:02	ある程度サンプタンクの
1:58:06	2 行移動されるような、
1:58:10	そういった内容になり、
1:58:16	3
1:58:23	規制庁西内ですだから実際の推移を聞くに入るみたいなそういうイメージってことですね。
1:58:29	実際の水位水のうアノ信号で自動起動するようなそういったものをクボとしてそういうことです。わかりました。
1:58:35	わかりますと。
1:58:42	わかりましたでモニタータンク能とところD。
1:58:46	しばらくため、
1:58:53	で、
1:58:54	椅子運搬容器で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:58	運搬容器にはモニターポンプで移送してっていう、
1:59:03	ありがとうございます。
1:59:12	ちょっとだけ待ってくださいねすみません。
1:59:52	あとはちょっと全体的な確認ですけど、
1:59:56	割と黒丸が大きくなんか多くなってきたなという印象を受けていて、
2:00:03	それでそここっちから確認してる内容を踏まえてっていうことだと思うんですけど、これで一応、共通認識取れてるかだけ確認を最初におきたいんですけど。
2:00:10	クロマルにしてるっていうことはあれですねゆくゆくテンパチの適合性を説明して今日この設置変更許可申請にあたって、適合性を説明するところあると思うんですけど。
2:00:21	あそこはもう補正されるイメージで黒丸にされてるって理解をしいんでしたっけ一応確認なんですね関西電力の渡部ですけどもそのご認識で結構です。
2:00:35	規制庁西内ですわかりました。
2:00:40	どう、
2:00:41	発症。
2:00:49	で一応ですけど 26 ページ目のところの、これも熊野城間の確認、意味合いの確認だけなんですけど、
2:00:58	結局SGRも変え、
2:01:00	釣られてるっていうのはまさにそのソースターム側が変わるからっていうそういう理解でいいんでしたっけ。
2:01:11	はい。関西電力の渡部ですけども。はい
2:01:14	ものが変わるというところを規定に考えて設計再評価、こういうところを評価し直すというところは、条件が変わってるので、許可記載に適合するかどうかを確認すると。
2:01:25	そういう意味合いで黒にしているというものであります。
2:01:31	はい。規制庁西内です。わかりました。
2:01:35	あと、
2:01:42	ちょっとだけ 26 ページ目の 29 条とさっき確認した 30 条の違いが一。
2:01:50	ちょっとだけ、若干、僕の中ですって落ちてこないっていうだけで、
2:01:55	何かどっちもクロマルかどっちも白マルっていうのがありかなっていうふうにちょっと思ったんですけど、ちょっとすみません 1 回僕も頭、もう 1 回整理して、何か必要があれば追加で確認させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:06	あとですねちょっと1個よくオカいっちょちょっと私が理解できてないところがですね、
2:03:03	規制庁ニシウチですけど、ちょっと1個私が若干迷子になってるのがあって、21ページ目の液範囲の話なんですけど、
2:03:21	SGRd、
2:03:24	一次冷却材の抽出水用がわずかに増加っていうのは、
2:03:32	あれこれほどのタイミングで抽出する水量のことなんでしたっけ。
2:03:44	この冷却安定電力の紙です。運転中になってございますけど、
2:03:55	規制庁ニシウチですけど、SGルーによって、
2:03:59	一次冷却材側のまず保有水量が増えますですよ。
2:04:03	抽出、あれ、この保有水量の増加分と、この抽出水量の増加分ってイコールではなくて、理解でいいんでしたっけ。
2:04:12	イコール。
2:04:14	関西電力のカミイチさ。
2:04:16	吉良の方は供給発生気が、若干大きくなり
2:04:25	大きく、
2:04:27	令和、運転中、
2:04:30	濃度を低減させるために、ダイリューションやりますけれども、その量は、そう。
2:04:35	数量が増える。
2:04:42	規制庁ニシウチです。
2:04:46	見ればわかる。これ保有水量の増分と、この抽出水量の増分ってイコール同じ値ですか、違う値。
2:04:56	関西電力の上石です。こちらの方計算方法も違いますし、違いますので、違うものになります。
2:05:06	わかりますし、
2:05:14	はい、わかりましたありがとうございます。
2:05:17	ちょっと後で自分でも言うておきます。
2:05:20	あと最後ちょっと私から1点だけなんですけど、ちょっと最初のここ、固体廃棄物の方の考え、考え方のちょっと確認だけで、
2:05:30	結局だから処理には該当しないっちゃう話なんですよね。
2:05:37	阿南マネージみたいなそういう意味合いなんですか、この切断作業っていうのか。
2:05:45	今その処理過程として置いているのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:52	切断した以降の話を処理過程として考えてるって理解でいいんですかね。
2:05:58	要は適合性の条文の方でいわゆる処理過程において、
2:06:03	等が入ってると思うんですよね。アノは、圧縮とか浅井とかそういった処理過程においてっていうのが答え小範囲の要求であって、
2:06:12	処理過程ではないっていうふうに考えていいってことなんでしたっけ今回の切断に関しては、
2:06:18	そう考えてるってことでいいんでしょうか。
2:06:21	関西電力の神です。おっしゃる通り処理過程ではなく、その前の段階の作業という、
2:06:31	規制庁西内です。わかりました。
2:06:34	ちょっとまず 27 条の 3 項の適合性に関してどう思ってるかっていうところで、いわゆる処理過程とは思ってませんよっていう趣旨をちょっと明確に書いておいていただきたいんですよね。
2:06:49	じゃあ、何もやってないかっていうと多分そんなわけではなくて、多分普通の管理区域における放射線管理としてっていう考え方は一応適用しているっていうそういう理解でいいんですかね。
2:07:07	関西電力のカミイチ数、ご認識の通りです。
2:07:26	若干すいませんちょっと。
2:07:28	その下ねちょっと私も確認したかった。
2:07:35	うん。
2:07:36	ちょっと私は今の点で
2:07:40	資料 1-3 の 9-1 ページから、
2:07:46	9-2 級の数、
2:07:49	4 ぐらいまでこう説明があって、
2:07:52	何となくこう読んでいてちょっとよく案が
2:07:59	だからあれですかね
2:08:03	と、
2:08:04	縮減用みたいなものはそれはそれで魔女処理であって、切断は何かっていう
2:08:12	等、
2:08:20	縮減用と切断のコーナ何が違うのかっていうのはあんまり、
2:08:24	よくわからなくてですね。
2:08:27	それって、まだ固体廃棄物でいうと、固体廃棄物が発生して、
2:08:35	それを処理して保管という、そういうプロセスなわけですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:41	処理ではないとなると、これが一体どの分類に入るのかっていうと、そこはだから処理の過程以外のな、何になるんですか。
2:08:54	関西電力の上期です。今の資料の 4、46 ページのところ
2:09:05	平和
2:09:06	私どもの整理では本文教の、
2:09:09	ドラム詰め、梱包等の措置、
2:09:13	切断した後にドラム詰めいたしますけれども、
2:09:16	その 1 年の産業と、
2:09:21	一連の作業と言われればそれは市のかもしれないんですけど、
2:09:27	それ
2:09:28	の作業自体は、そうすると基準上は南條が適用されると考えている。
2:09:40	そのあれですか処理ではなくて補完っていうか、
2:09:45	そういうのもあった
2:10:15	はい。
2:10:17	藤切断作業自体も、イセ工事
2:10:23	入用の 1、
2:10:27	被ばく低減
2:10:32	小工事ですか。
2:10:37	はあ。
2:10:46	そういう言い方もあるかもしれない。
2:10:51	そうすると、
2:10:53	例えばその区分けがちょっと理解しづらいところがあって、
2:11:00	圧縮、
2:11:01	圧縮はくせ工事じゃないですよと、償却も工事ではないです。諸処理ですよと。
2:11:09	処理と工事の違い、そういうことです。
2:11:45	この切断してる最中もう多分、いろいろ防護上の措置というのはしてるかと思っていて、
2:11:56	それはだからそういうものが散逸しないこととかそういうのはやってるわけですよ。
2:12:04	そうですねそれがまさしく市野さんの。
2:12:14	41 ページぐらいに資料 1-3 の 41 ページぐらいに作業していて、はい。
2:12:21	だからそういう、これも一応廃棄物ではあるわけですよ。
2:12:26	固体廃棄物であって、
2:12:29	それを切断する作業に当たって従業員の防護とかですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:37	なんかそういう、
2:12:38	そういうものは広がらない、ものが広がらないようにというそういう措置は
2:12:44	図られているということですよね。
2:12:47	そうすると、何かその散逸の防止というか結局そういうことをしている表。
2:12:54	であって、
2:12:56	何か、
2:12:58	言い方なのかもしれないんですが、
2:13:06	前処理だからってすごいですか。
2:13:14	私、な何となくは
2:13:18	それぞれいろいろ定義を用いて説明しようとしてるのは、
2:13:22	よくわかったんですけど、ちょっとその、だから多分、
2:13:26	廃棄物が発生して処理をしてその保管するという一連の作業がこうあるわけですよね。
2:13:33	その中のその処理過程と言われているものがどういうものであって、それに付随する。
2:13:40	工事という言い方なのか、それは処理過程ではないものとして基準適合性も外れているものが、
2:13:48	あるというそ、そこら辺のですね、ちょっと全体像が、全体図というのかフローというのか、
2:13:55	ちょっとそういうものを示していただいた方がいいのかなと思っていてそこはいかがですか。
2:14:06	関西電力の上出です。現在も
2:14:10	固体廃棄物の経路図とかありますので、その中には切断っていう文言は、ちょっと書いてございません。
2:14:20	ですので、
2:14:21	この経路図をちょっと、
2:14:22	ベースにちょっと位置付けていうところを実施できるように、
2:14:29	ちょっと
2:14:33	よろしくお願いします。とりあえずちょっと
2:14:36	私からは以上。
2:14:40	規制庁西内です。ちなみに今経路図っておっしゃってるのって、添付図のことですか。
2:14:45	結局

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:46	添付図面のことを、
2:14:50	関西電力の上出です。すいません。今ちょっと図示して処理と今回の切断の作業のちょっと流れを、
2:15:02	していただきたいという、コメント、コメントと認識しましたので、そういうものを作る、改めて作るというところで考えており、
2:15:11	規制庁ニシウチアノ今の決意許可2の申請書に載っているようなものじゃないってそういうことですね。
2:15:19	おっしゃる通りです。
2:15:22	規制庁。
2:15:24	許可上は多分固体廃棄物処理のフローみたいなのは多分なくて、そういうこと。
2:15:36	野上節アノ。
2:15:38	答え廃棄物の処理フローっていいですか経路っていうのは、経路図というのとは私がちょっとイメージしてんのはその答えの処理の過程としてどういう過程がこう、
2:15:51	は、
2:15:53	その中でのその処理過程っていうのはどこまでの範囲なのかというところが、
2:15:59	わかるように説明していただきたいという
2:16:03	そういうことで説明
2:16:08	関西電力のカミイチですけども、
2:16:12	機器の確認なんですけども、実際に対象物を取り出して切断、それをまた廃棄物庫に戻してそのあとに、処理の過程行くっていうところ大きくはこんな流れになるかと思うんですけども、
2:16:26	その分解点を明確に、
2:16:29	重視するという
2:16:30	そういうイメージでよろしかったでしょうか。
2:16:32	分界点というか範囲ですね御社が行ってる処理の過程というのがどこまでの範囲かというところで、それは別に工事で今回の申請案件の工事、
2:16:44	ということだけでなくですね一般的な話として、
2:16:48	どういう考えでその許可上ですね、処理の過程として、範囲を設定してるか。
2:16:53	そこに、
2:16:56	力のイマムラです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:05	オノ。
2:17:06	もう物を切って、
2:17:08	そうしたところから、
2:17:11	2 項、こういうプロセスで来て、
2:17:28	文字づらだけでやってると何となく認識がこう範囲がずれてるような感じがするまだそういう簡単な、
2:17:35	まずでも結構なんですけどそういうものから少し事実確認を進めていただく等ある程度理解できるかなという気がして、
2:17:45	ざっくり
2:17:49	ところ、
2:18:01	1 人作業で当然
2:18:20	はい、規制庁ナカフクマ。
2:18:22	ユフろうがあった方が少し、
2:18:25	話がしやすいかなと思いますし、あとはついでというところであればですね、
2:18:31	それぞれの範囲は基準適合性でそれぞれの該当する基準項目に従った、
2:18:38	作業を行うと、それ以外がどどういうその安全上のですね、
2:18:44	その措置をしているか。
2:18:47	それがちょっと今、
2:18:49	何か保安規定とかそういうような記載も見受けられますけれど、
2:18:56	それはそれでそういうことであればっていいことでいいんで、
2:19:00	ちょっとそういうところをわかるように示していただけると、
2:19:04	お互い、
2:19:20	当規制庁ニシウチですけど、
2:19:33	関西電力で、縮減様。
2:19:37	高浜トイレ。
2:19:39	高浜に入れてなかったでしたっけ、圧縮減容って。
2:19:46	関西電力の上出です。高浜発電所にはベイラ設置してございます。
2:19:56	規制庁西内ですけど、ちょっとそれとの違いは明確にしておいてもらってもいいですか。
2:20:04	説明に当たってですね多分設備か運用かの違いはあると思うんですけど、趣旨って一緒じゃないかなっていう気はするんですけど。
2:20:14	要はプレスですよ。
2:20:15	要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:17	容器に入るようにプレスして、詰めて下原案を進めてってことですよね。
2:20:23	切断と何かその観点がどう違うのかっていうと切断は結局容器に封入するために切断するわけですよね。
2:20:30	ドラム缶ですけどってところが、どういう意味合いで違うのかっていうのはちょっと明確にしておいて欲しいなど。
2:20:38	関西電力の神です。高浜にありますベイラってというのは、
2:20:43	また減容容量ちっちゃくするという目的の処理になりますので、切断、
2:20:50	とは少しちょっと意味合いが違うと思ってます。
2:21:07	はい。ちょっとそこら辺の違いがわかるように明確に説明をいただければまだそれで結構です。はい。関西電力のカミイチ了解
2:21:17	結局
2:21:23	明確にですけど、固体廃棄物処理施設かっていうと、
2:21:30	でもあると。
2:21:31	結局、すいませんちょっと具体的にやってる内容って確か補足のほうで説明もらってなかったでしたっけ。廃棄分の切断作業やるときにこういう防護措置、こういう措置を講じますよっていうのを、
2:21:46	関西電力のカミデです。アノの者 41 ページの方に、
2:21:53	実際は、バンドソーっていう、汎用の自分、
2:22:02	資料 1-3 の 41 ページになります。
2:22:11	で、
2:22:13	的にはですね、C項にありますように、
2:22:17	汎用品のバンドソーっていうようなものを使いまして、切断すると。
2:22:35	規制庁ニシウチですわかりますとだからいわゆるそのベイラみたいなことで廃棄物処理施設、施設は使ってないわけですよね。
2:22:44	だから固体廃棄物処理施設に該当するかどうかってところは一つあるのかもしれないなどは思いますや要は
2:22:52	この 30 条、30 条じゃないよ、27 条って固体廃棄物処理施設を設置するときにはこういうふうにしましょうねってことを言ってるわけですよね。
2:23:00	まだそういう意味では該当しないというののどうかっていうのは観点も一つあるのかなと思っていて、そういうふうを読むと、何らじゃ固体はい。保修点検建屋自体は固体廃棄物処理施設じゃないのっていう次の話が来るんですけどね。
2:23:16	例えばですけど 40 ページだと、
2:23:18	結局この建屋の排気ラインっていう米を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:21	ラインとしては一応、
2:23:25	まだ別になくてもいいのか。
2:23:31	まだ例えばですけどその完全にその場所に期待してない。家田幅野。
2:23:36	青田の勤怠じゃないんですけど、そういう場所でもできるようなものだったら、何かイメージがもうちょっとわかる気もしますけどね。完全に運用だけなんですと、放射線管理ってそういう観点だけなんですってということなのかどうかっていうところもちょうと一つ。
2:23:49	あるのかなあとは思いますけど。
2:23:52	ちよつとこら辺を含めて少しちよつと整理をいただいて、
2:23:56	というところですかね。
2:23:59	結局その処理する過程かどうかっていうところがまずは明確にっていうところからスタートしてっていうところだと思いますけど。
2:24:06	はい。
2:24:09	はい。よろしくお願いします。
2:24:12	規制庁仲ですけども一応、処理の過程を示していただくっていうことでちよつとお願いしましたけど、あとそのあといろいろちよつとご質問があったかと思って、
2:24:23	少しそういうような点で我々の方、
2:24:25	少し
2:24:27	これはどうなのかなといういろんな観点見方があるかと思っていますんで、そういうものにこたえるようなですね、整理があればですねそれもあわせて、
2:24:36	提示いただいた方が、少し話が進むかなとは思ってます。
2:24:46	関西電力の上石です。了解いたしました。
2:25:02	規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:25:06	私はそれだけかな、今日、
2:25:11	はい。私は一応、今、以上ですけど、規制庁側から何か他に確認しておきたい点現時点でありますか。
2:25:18	よろしいですか。
2:25:42	規制庁の仲野です。パワポの資料なんですけど、衛藤さん 17 ページの、
2:25:54	その中で左側の平面図のところ、※書きで廃液の運搬容器への移送は遠隔操作にて実施。
2:26:04	というふうにあるんですけど、遠隔操作にて実施する、その場所っていうのは、この二階ナゴ 1 階の平面図の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:13	ところで何かこう操作盤みたいなものがあったりするんすかね、何か具体的にどういった操作をどこするのかみたいなのを教えてくださいませんか。
2:26:23	な場所については今設計中ではあるんですけども、ご認識の
2:26:27	通り 1 回目で操作できるようにしようと考えておりました、オンオフで、ポンプが起動できるようにしたりとか、そういったところを今 1 回、
2:26:40	規制庁中です。そうですね。
2:26:42	ところには操作盤みたいなものがあるってスイッチ脳風情ポンプの起動。
2:26:47	ができるってことですね。わかりました。
2:27:01	はい。規制庁ニシウチほかに規制庁側から確認しておきたい点ありますか。
2:27:06	よろしいですか。
2:27:08	はい。
2:27:11	今日の各ヒアリングを、一応メニューとしてはこれで終了ですかね。
2:27:18	はい。
2:27:19	じゃあ、今日のヒアリングで確認してちょっと資料にしろ、資料に充実いただくような内容とかが共通認識とれてるかちょっと確認したいんですけど。
2:27:30	少し時間をとりましょうか。
2:27:33	準備ができたらお声掛けください。
2:27:40	衛藤規制庁ニシウチです。準備できたようです。ただちょっと読み上げからお願いしてもいいですか。
2:27:46	あれすかね条文単位とかでちょっといきましようか。はい。
2:27:52	関西電力の神です。本日のヒアリングのコメントについてご説明いたします。
2:28:00	まず、27 条関係、一つ目が、資料 5-1、16 ページ。
2:28:07	保修点検建屋の 1 項 3 号について、
2:28:12	資料 1-3 の 45 ページの記載内容を踏襲し、
2:28:17	切断作業が処理に該当しないことを記載すること。
2:28:22	また、二つ目が、
2:28:25	固体廃棄物の処理過程のうち、切断作業の位置付けを説明すること。
2:28:31	括弧安全、
2:28:33	防護の処置。
2:28:35	圧縮減容装置との違いというところで整理。
2:28:40	次に 18 条。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:42	蒸気発生器保管庫の保管状況等を、
2:28:45	入居について、
2:28:47	全体イメージがわかるように、既設のSG保管庫の写真に掲載すること。
2:28:53	次に、29 条関係、
2:28:56	資料 2-6 に記載している。
2:29:00	制限各所に小鳩 60 を選定した理由について記載を充実すること。
2:29:07	次に 30 条関係
2:29:10	遮へい設計区分の考え方について設計の流れがわかるように記載を充実すること。
2:29:17	エリアの立ち入り頻度、時間、
2:29:20	から区分、
2:29:22	決定、遮へい設計という流れがわかるようにすることと、
2:29:29	次に、
2:29:30	遮へい設計の具体的な方法を明確にすること。
2:29:34	線源の条件計算構造。
2:29:37	次に、資料 5-137 ページの 1 階中央の工務部等を保管するエリアについて、
2:29:45	イトウ
2:29:47	4 が逆と思われるため、
2:29:50	区分、
2:29:50	ナガタを 1000 再検討すること。
2:29:54	資料 5-1、31 ページの、
2:29:57	DRの 30 条、
2:29:59	工事 5 の、
2:30:00	条文の適合性について、区分遮へい運用管理の観点から記載を実施すること。
2:30:07	資料 2-0 の参考資料のうちさ、
2:30:11	30 条、
2:30:13	記載について分かれて記載されていることから、まとめた記載とする。
2:30:19	2、
2:30:21	風洞ジック
2:30:22	地区変更の模型反映について、
2:30:25	本申請においては、反映するものがなかったことを記載すること。
2:30:30	以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:36	規制庁阪本です 30 条の一番下の、
2:30:40	矢羽根のところで資料 2-0 の参考資料。
2:30:44	の一井さん中記載が分かれてるんで記載をまとめるってのは、別の資料でかえってまとめるってことでよろしいですか。
2:30:54	関西電力のカミイチです。30 条、
2:30:58	条文として一つにまとめるということで理解してます。別の所で一つにまとめると。はい、承知しました。
2:31:08	規制庁西内ですけど。
2:31:10	これはそれで私がわかりやすいというだけなんですけど、基本車、多分今までの許可の審査資料もそうなると思うんですけど、基本いわゆる審査条文は、一つの資料として、
2:31:22	最後まとまってるのかなと理解していて、要は概要としての全体をまとめたものがある、あとは、例えば耐震については耐震の説明書の補足説明。
2:31:32	津波だった津波に関する補足説明という形で条文単位の補足になるのが多いのかなという気がするんで、できればそういう形でまとめてまた我々もわかりやすいかなというところの話でしたと。
2:31:45	27 条、ワー、
2:31:51	27 条は、
2:31:56	ちょっと説明にあたって、あなたは仲川からも発言あったと思うんですけど、処理に該当しないっていうのであれば、設置許可基準規則で、南條。
2:32:10	の要求事項に対して、対応してるようなものなのかなのか、もしくは対応してないものなのかなのか。
2:32:16	もう少し言うと施工 2 の技術基準規則とかハダ保安規定なのかなとか、そういういわゆる規制の枠組みでいうところのどこに対応するものなのかっていうところはちょっと追加で説明をいただければと思ってますと。
2:32:29	27 条でちょっと 1 個だけ追加ですかね。
2:32:32	で、処理に該当するんだったら 32 基、27 条に基づきやりますってだけだと思うので、
2:32:38	27 条で散逸しがたいこと散逸しがたいようにっていうふうに言ってるので、
2:32:43	切断にあたってサイトウしなくていいのかってそういうところですよ。
2:32:47	そこに該当しないんだったらどこでなんかやってんのかそういう話ですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:51	で、28 条は、あれすかね固縛方法って何か今までと固縛というか、
2:32:58	どこ
2:33:00	保管形態、保管形態について玉野今までのやり方と何か違うんですかっていうところも含めて質問があったと思うので、今までと同じ保管形態ですっていう説明だったと思うのでその旨はちょっと明確に記載をしておいていただければなと思います。
2:33:15	今までとってというのが多分SG保管庫の 1 個目のものと同じ方法だよってそういうことだと思うんですけど。
2:33:25	あとは概ね反映されてるかなと思いますけど規制庁側から何か追加確認等ありますか。
2:33:32	よろしいですか。
2:33:34	はい。
2:33:36	関西電力側から何か追加で確認とありますかよろしいですか。
2:33:44	資料 3 の関西電力の渡部ですけどもちょっと資料のまとめ方でもう一度確認させていただきたいんですが、これまでのヒアリングの中で、我々白丸だっって言っていたところを眼科、黒に格上げしていて、
2:33:56	その頃に格上げしたところはもちろんテンパチ小の逐条説明のところで、申請書の添付には反映していきます。
2:34:03	一方先ほど阪本さんからもありましたけども 30 条で個別の資料を
2:34:10	作るっていう話については、今例えば六条とか十七条とかっていうのはその条文のタイトルをつけて、補足説明資料作ってるんですけども、
2:34:19	今回の 30 条なんかは、2-0 の、
2:34:22	下の方につけているイメージで今積み重ねていっているんですけども、
2:34:27	それでは
2:34:29	異なりなくって、30 条は 30 条で 1 項、
2:34:32	資料を個別に起こした方が、
2:34:35	規制庁さんが扱いやすいですとそういう趣旨でコメントいただけましたでしょうか今、
2:34:43	はい。
2:34:44	そっちの方が、2 の 0 ニシナ 0 以下は全部まとまっていて、KURAMA 以上黒マルは全部別のものがあるっていう方が、
2:34:55	資料管理的にもわかりやすいかなと思ったっていうところですかね。
2:34:59	あまりあれですか、関西電力的に関西電力としてもやりやすい方法、何て言うんすかね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:05	お互いにやりやすい方、そこは三重に審査の進め方だけの話なので、安い方法というところでちょっとご提案をいただければと思います。関西電力渡ですけど資料作るには全然全く問題はないんですけども、ちょっと
2:35:18	我々黒の作り方だと、もう
2:35:21	補正ありきのような形で文章をこさえてしまうので、先ほど西内さんの中でもありましたけども、最終的に黒から白に下がるところもあるよねってそんな、
2:35:30	整理の話もあったとっていて、
2:35:32	そうになったらそうになったらまた2-0の方につけたいだけの話なんですけども、審査を
2:35:38	なんていうんすかね。スムーズに進めるためにも一応黒としたものについては、個別の条文資料として、
2:35:46	生むように、
2:35:49	いますね。あと、審査を進める中で、資料やっぱこれ素人整理しようかといったときには2-0に落とす。
2:35:56	とか、その辺で相談させていただきましようかね。
2:36:09	規制庁西内です。そうですね
2:36:12	例えばヒアリングやってる中で、これはちょっと黒か白かまだお互い共通認識ならそうだなっていうところに関して最初っから
2:36:23	ある。
2:36:24	説明資料を1個押さえてもらうっていうところをお願いするってなると確かに後戻りするっていう可能性もあるので、それはちょっと内容に応じてっていうところでいいかなとで、今の話でいうと30条は概ね共通理解にはなっているのかなとと思っているので、であればちょっと一つの資料としてっていうところをちょっとお願いしたというのが今回のヒアリングです。
2:36:42	関西電力ワタナベ承知しました。30条で、資料は一旦組み立てて、今後の資料、今後の条文のヒアリングの中で、ちょっと微妙な扱いといいますか、そういうものについては、まずは1回ご説明させていただいてから、
2:36:58	資料化していくという方向で検討させていただきます。
2:37:02	規制庁側も今の進め方でよろしいですかね。はい。
2:37:06	はい。まずはそういった進め方でできればと思います。
2:37:10	他に関西電力側からヒアリングの内容含めて何か確認点等ありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:16	よろしいですか。
2:37:17	はい。
2:37:18	あと最後にちょっと、今回の話を踏まえたスケジュール感ですけども全体の話は冒頭にありましたので、今日のヒアリングの内容について次は審査会合Dっていう話になると思いますと、
2:37:31	ですので、今日のヒアリングの内容を踏まえて、来週の
2:37:37	できるだけ早いタイミングで、
2:37:39	1415 辺りですかね、修正今日の確認を踏まえて修正いただいたものをちょっとご提出いただいて、我々確認させていただいて、そのあと審査会合というような流れで進められればいいのかと思ってます。
2:37:55	が、スケジュール等含めて規制庁が何かありますかよろしいですかね。
2:37:59	関西電力はスケジュール側に関して何かありますか。よろしいですか。
2:38:04	具体の提出時間等については東京支社の
2:38:07	方とまた調整をさせてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
2:38:11	はい。
2:38:12	全体通してですけども、関西電力側本庁にいらっしゃる方から何かありますか。よろしいですか。
2:38:19	はい。
2:38:20	事業本部の方何か全体通して確認しておきたい点とかありますかよろしいですか。
2:38:27	はいありません。大丈夫です。はい。江藤規制庁からも全体通してよろしいですかね。
2:38:34	はい、じゃあ今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。